

第2次能代市環境基本計画

「みんなでつくり 次世代へつなぐ
環境のまち のしろ」

平成30年3月

能代市

はじめに



本市では、平成20年3月に「能代市環境基本計画」を策定し、市民及び事業者の皆様とともに、この計画の目指すべき環境像である「豊かな自然と共生し、安全で安心して住める環境のまち のしろ」の実現に向け取り組んでまいりました。

策定から10年が経過した現在、気候変動に象徴される地球温暖化の進行、里山の荒廃や生態系の変化といった、新たな状況が生じてきております。また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、従来の環境政策に大きな影響を与え、環境問題と密接な関係にあるエネルギー供給についても、省エネルギーや再生可能エネルギーなどの取り組みの重要性が高まってきております。

本市においても、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、行政、事業者、そして市民一人ひとりが連携を図りながら、より一層取り組みを進めていく必要があると考えております。こうした状況を踏まえ、本市では、健全で恵み豊かな本市の環境を次世代に引き継ぐため、「みんなでつくり 次世代へつなぐ 環境のまち のしろ」という目指すべき環境像を掲げ、「第2次能代市環境基本計画」を策定いたしました。本計画の実現に向け、引き続き市民及び事業者の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、ご審議をいただきました能代市環境審議会の皆様、貴重なご提言をいただきました能代市環境のまちづくり市民懇談会の皆様をはじめ、市民、事業者の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

能代市長 齊藤 滋 宣

目 次

序 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と役割	4
3 計画対象期間	6
4 計画対象地域	6
5 計画対象とする環境範囲	6
6 各主体の役割	7
7 計画の構成	8

第1章 計画の現況と課題

1.1 能代市のすがた	10
1.2 第1次計画の検証	14
1.3 環境要素ごとの現況と課題	16
1.4 課題の整理	34

第2章 計画の目指すもの

2.1 目指すべき環境像と基本目標像	38
2.2 環境施策の体系	40

第3章 環境施策の展開方向

3.1 豊かな自然を守り共生するまち	42
3.1.1 身近な自然環境を守ります。	42
3.1.2 里地里山、森林や農地の保全に努めます。	43
3.1.3 自然を積極的に活用します。	43
3.2 健康で安心して暮らせるまち	44
3.2.1 よりよい生活環境を創出します。	44
3.2.2 安全な食と水の確保に努めます。	45
3.2.3 環境リスクの軽減に取り組みます。	46
3.3 資源を大切にし、資源が循環するまち	47
3.3.1 ごみの減量と資源化に取り組みます。	47
3.3.2 省エネルギーを励行します。	48
3.3.3 再生可能エネルギーの導入を進めます。	49
3.4 環境について学び、自ら行動できるまち	50
3.4.1 環境学習の振興を推進します。	50
3.4.2 環境保全団体等の育成を図ります。	51
3.4.3 きれいなまちづくりを進めます。	51

第4章 重点環境施策

4.1 重点環境施策の位置づけ	55
4.2 重点環境施策の内容	56
4.2.1 身近な自然環境に対する意識の高揚を図り、自然との共生に取り組みます。	56
4.2.2 安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。	58
4.2.3 廃棄物の減量化に取り組みます。	60
4.2.4 温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。	62
4.2.5 ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。	64
4.2.6 環境に関する情報発信の強化に取り組みます。	66

第5章 計画の実現に向けて

5.1 市民・事業者・行政のパートナーシップ	70
5.2 推進体制の整備	70
5.3 広域的な協力・連携	71
5.4 計画の進行管理・見直しの実施	71
5.5 環境に関する情報の公開	71

資料編

1 第2次能代市環境基本計画策定の経過	74
2 能代市環境審議会委員名簿	75
3 能代市環境のまちづくり市民懇談会委員名簿	76
4 用語解説	77

序章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画対象期間
- 4 計画対象地域
- 5 計画対象とする環境範囲
- 6 各主体の役割
- 7 計画の構成

序章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨、計画の性格と役割、各主体の役割など、この計画に関する基本的な考え方を示します。

1 計画策定の趣旨

～「みんなでつくり 次世代へつなぐ 環境のまち のしろ」を目指して～

能代市は、母なる米代川の恵みを受けながら、日本海と風の松原、豊かな能代平野に抱かれ、また、世界自然遺産白神山地や奥羽山脈に連なる美しい山々を望み、天然秋田杉が林立し、四季の移ろいが鮮やかなきみまち阪県立自然公園、渡り鳥の重要な飛来地である小友沼等を擁する優れた自然に恵まれています。

本市は、平成18年3月に旧能代市と旧二ツ井町が合併し、新しい能代市となりました。合併後の新市においては、「能代市環境保全条例」（平成18年3月施行）による公害の未然防止に努めるほか、「環境宣言」（平成19年3月宣言）を行い、健全な環境を次世代に引き継ぐため、環境に負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、人と環境にやさしいまち能代をつくることとしております。

また、「能代市環境基本条例」が定める基本理念の実現に向けて、平成20年3月、「能代市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定して各施策を総合的、計画的に推進してきました。平成25年3月には、環境施策を取り巻く状況の変化に対応するため、第1次計画の重点環境施策に関わる指標目標の設定などについて見直しを行い、環境保全施策を展開してまいりました。

これまでの取り組みにより、本市の豊かな自然環境の保全や安全で安心な環境づくり、ごみの減量や資源化など市民の環境に対する意識は確実に高まってきておりますが、本市の豊かな環境を維持し、次世代に引き継いでいくためには、一層の取り組みを進めていくことが必要です。また平成27年9月、国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、さらに平成27年12月にはCOP21で「パリ協定」が採択され、地球温暖化対策を始め、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでいくことが求められております。

こうしたことから、平成29年度で計画期間が満了する第1次計画について、その検証や市民アンケートの調査結果を踏まえ、また環境をめぐる情勢の変化へ対応するため、これから10年の本市の環境施策の道標となる新たな「能代市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定することとしました。

○環境宣言

環 境 宣 言

わたしたちは、北に世界自然遺産の白神山地、西に広大な日本海、東に奥羽山脈を望み、米代川や風の松原、きみまち阪などの自然豊かな地に住んでいます。

しかし、昨今の利便性を過度に求めてきた社会・経済活動は、環境への負荷を増大させ、地域環境のみならず地球環境規模にまで大きな影響を及ぼしています。

これらの環境問題を解決するためには、まず身近な地域から具体的な行動を起こし、市民、事業者、市が協働して一つひとつの問題に取り組んでいかななくてはなりません。

わたしたちは、健全な環境を次世代に引き継ぐため、環境に負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、人と環境にやさしいまち能代をつくることをここに宣言します。

- 1 さわやかな空気や豊かな緑、清らかな水環境を守ります
- 1 ものを大切にし、環境に負荷の少ない生活スタイルを推進します
- 1 地域、世代をこえて手をつなぎ、多様な知恵を出し合いながら行動します

平成 19 年 3 月 20 日

能 代 市

○能代市環境基本条例第3条(基本理念)

「能代市環境基本条例」第3条では、環境の保全と創造について、次の基本理念を定めています。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が、健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが健全に共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適切な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の性格と役割

○この計画は、「能代市環境基本条例」第8条に定める環境の保全と創造に関する基本的な計画であり、環境の保全と創造に関する施策（以下「環境施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

○能代市環境基本条例第8条(環境基本計画)

「能代市環境基本条例」第8条では、能代市環境基本計画の策定を定めています。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として能代市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的目標及び施策の方向

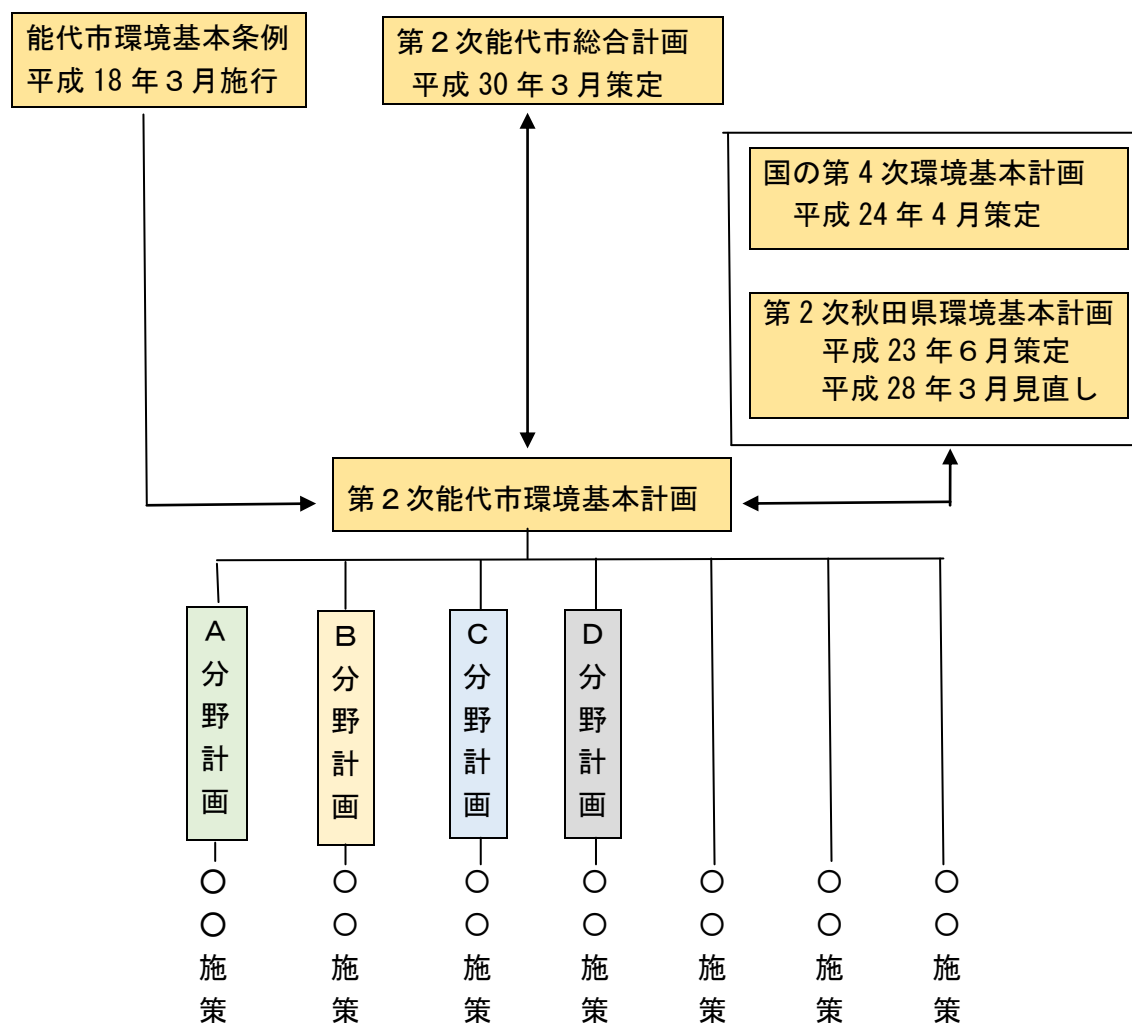
(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、能代市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項に規定は、環境基本計画の変更に準用する。

○この計画は、国の「第4次環境基本計画」（平成24年4月策定）や「第2次秋田県環境基本計画」（平成23年6月策定、平成28年3月見直し）及び「第2次能代市総合計画」（平成30年3月策定）との整合性を図りながら、本市の環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的目標及び施策の方向、環境施策の推進方策などを示した本市の環境行政のマスタープランとして位置づけられます。



○この計画は、環境施策の基本的な方向を示すものであり、本市における環境施策は、この計画に基づき策定・実施するものとします。また、施策の策定・実施に当たっては、この計画との整合を図ることにより、環境の保全と創造について配慮するものとします。

3 計画対象期間

計画対象期間は平成30年度を初年度とし、平成39年度を目標とする10年間とします。

ただし、第4章重点環境施策で定める指標目標については5年後を目標として設定し、その時点での検証を行った上で適宜見直しを行い、最終年度の指標目標を設定します。

4 計画対象地域

計画の対象地域は、能代市全域とします。ただし、市域周辺の環境や地球環境への影響も、十分に配慮するものとします。

5 計画対象とする環境範囲

この計画では、現在及び将来、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保していくために必要な生活環境、自然環境、社会環境及び地球環境の4つの環境範囲を設定します。

この環境範囲と対象とする環境要素は、ともに有機的に連携をしており関係が深い環境要素は、次に示すとおりです。

自然環境	
○大気	○水
○音	○土壌
○匂い	○気象
○交通	
○廃棄物、リサイクル	
○水資源、エネルギー	など

生活環境	
○大気	○水
○音	○土壌
○気象	○地形
○森林	○農地
○水辺地（河川、池沼、海岸）	
○動植物	など

社会環境	
○大気	
○水	
○交通	
○公園緑地	
○歴史的・文化的資源	
○事業活動	など

地球環境	
○大気	○水
○環境教育・環境学習	
○環境保全活動	
○環境情報	
○地球温暖化	
○酸性雨	など

6 各主体の役割

環境の保全と創造を進めていくためには、社会の構成員であるすべての主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的・積極的に行動を起こしていくことが必要です。

(1) 市の役割

市は、地域環境の保全と創造に関する取組の調整者及び主たる推進者としての役割を踏まえ、この計画に基づく環境施策を実施するとともに、市自らも、事業者・消費者としての環境の保全と創造に関する行動を率先して実行します。

【参考 能代市環境基本条例第4条（市の責務）】

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(2) 市民の役割

市民は、人間と環境との関わりについて理解を深め、日常生活に伴う環境への負荷の低減や地域の環境保全活動への参加に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力することが必要です。

【参考 能代市環境基本条例第5条（市民の責務）】

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源およびエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力することが必要です。

【参考 能代市環境基本条例第6条（事業者の責務）】

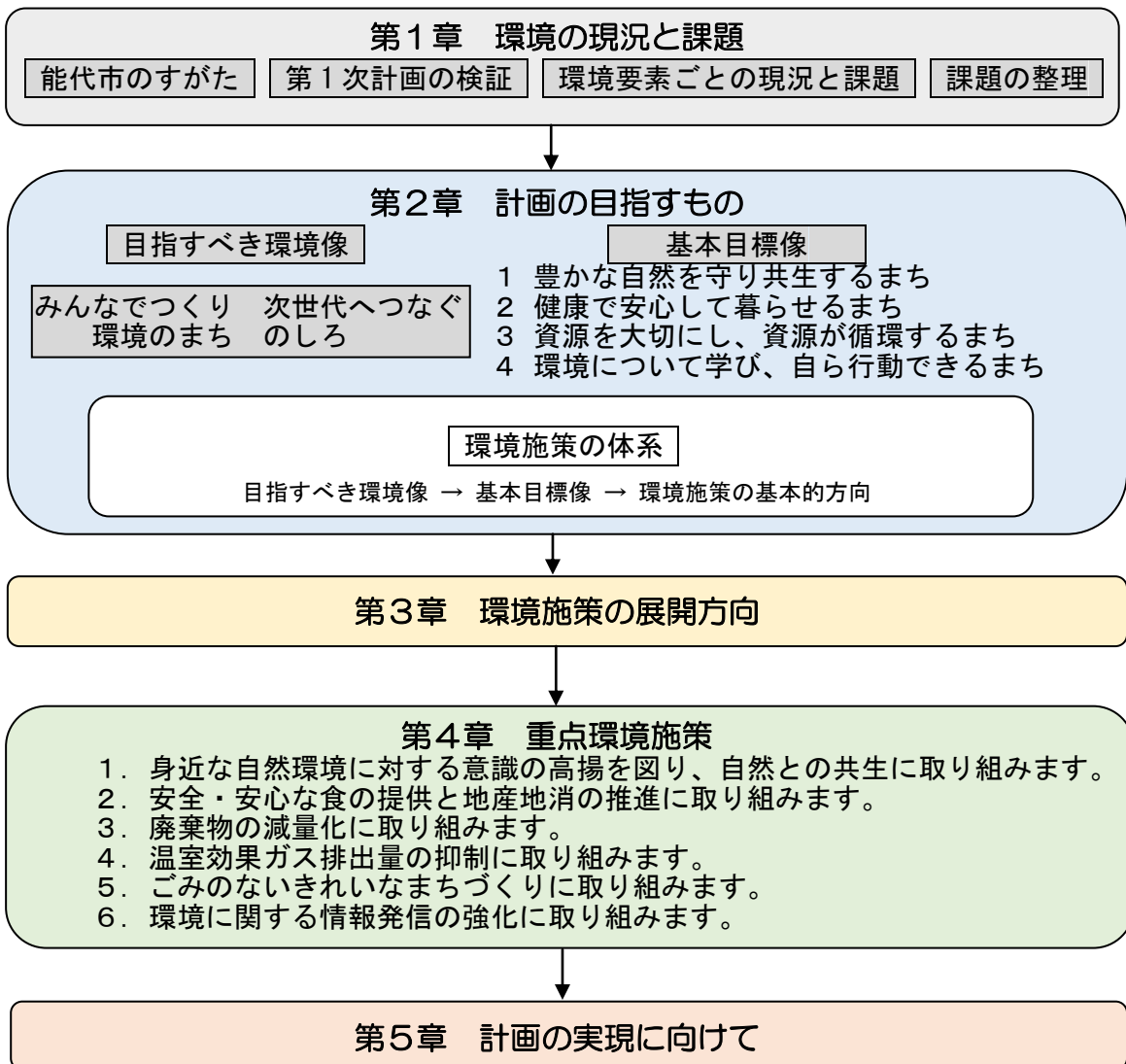
（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

7 計画の構成

この計画は、以下のような構成となっています。

- 第1章 第1次計画の検証と本市の環境要素ごとの現況と課題及びこれを大きく整理した4つの課題を示しています。
- 第2章 平成39年度を展望した長期的な目標として環境面からみた目指すべき環境像とそれを支える基本目標像を掲げ、この環境像の実現に向けての環境施策の体系を示しています。
- 第3章 目指すべき環境像の実現に向け、取り組むべき具体的な環境施策の展開方向を示しています。
- 第4章 この計画を牽引する先導的かつ優先的な環境施策を重点環境施策と位置づけ、指標目標及び市民・事業者の取組を示しています。
- 第5章 この計画の実効性を高め、効果的な推進を図るための仕組みを示しています。



第 1 章 環境の現況と課題

1. 1 能代市のすがた
1. 2 第 1 次計画の検証
1. 3 環境要素ごとの現況と課題
1. 4 課題の整理

第1章 環境の現況と課題

1. 1 能代市のすがた

(1) 自然特性

①位置・地形

本市は秋田県北西部に位置し、東は北秋田市・上小阿仁村、西は日本海、南は三種町、北は八峰町・藤里町に接し、東西約30km、南北約35km、面積は426.95km²となっています。

東北地方を縦断する奥羽山脈に源を發する1級河川の米代川が、市域のほぼ中央部を東西に流れ、その下流部には能代平野が広がっており、そのほとんどが居住地と農地になっています。その両側には広大な台地が広がり、大部分が農用地として活用されています。

また、南東部には房住山を主体になだらかな丘陵地が、西側には日本海に沿って南北に砂丘が連なり、湖沼が点在しています。

②気候・気象

本市の気候は四季の移り変わりが明瞭で、対馬海流の影響で年間平均気温は10℃前後と温暖ですが、冬は低温で、日本海側特有の北西の強い季節風により吹雪になる日も多く、降雪日数は平均70日程度あります。

③環境特性

本市の北部は世界自然遺産の白神山地と接し、豊かな自然に恵まれた森林が続きます。海岸部の砂丘地は、飛砂防止のために先人が苦勞して植林した広大なクロマツ林「風の松原」が南北に広がり、その背後には、ガン・カモ類などの飛来地として知られる小友沼などの湖沼があります。また東端には、「天神様と八郎太郎」の伝説が残る七座山や県立自然公園の「きみまち阪」などがあり、多くの人々に親しまれています。

(2) 社会特性

①人口

平成27年の国勢調査人口は54,730人で、平成7年からの20年間で13,087人(19.3%)の減少となっており、減少傾向が続いています。特に、平成22年から平成27年にかけては7.4%と大きく減少しており、その減少幅は年々拡大してきています。

世帯数は22,371世帯で、平成7年からの20年間で154世帯（0.7%）増加していますが、平成22年との比較では435世帯（1.9%）減少しており、今後も減少傾向にあるものと予測されます。

また、年齢階層別の人口は、年少人口と生産年齢人口の減少が続く中、高齢者人口は増加しており、少子・高齢化社会への移行が一層強まっています。

■ 人口・世帯数の推移

資料 国勢調査

調査年	人口		世帯数		人数/世帯
	総数	増加率	総数	増加率	
平成7年	67,818	-2.4%	22,217	3.6%	3.05
平成12年	65,237	-3.8%	22,744	2.4%	2.87
平成17年	62,858	-3.6%	23,138	1.7%	2.72
平成22年	59,084	-6.0%	22,806	-1.4%	2.59
平成27年	54,730	-7.4%	22,371	-1.9%	2.45
増加数/率 H27/H7	-13,087	-19.3%	154	0.7%	—

■ 能代市における年齢階層別人口

資料 国勢調査

調査年	区分	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～65歳未満)	高齢人口 (65歳以上)	総数
平成12年	人数	8,436	40,226	16,572	65,237
	構成比	12.9%	61.7%	25.4%	—
平成17年	人数	7,468	36,987	18,396	62,858
	構成比	11.9%	58.8%	29.3%	—
平成22年	人数	6,530	33,180	19,269	59,084
	構成比	11.1%	56.2%	32.6%	—
平成27年	人数	5,058	28,184	20,248	54,730
	構成比	9.5%	52.7%	37.9%	—

② 土地利用

本市における平成28年1月1日現在の土地利用状況は、田が16.6%、畑が3.5%と農用地の比率が高くなっていますが、平成23年と比較するとわずかですが減少傾向にあります。宅地は4.1%でほぼ横ばいとなっています。

■ 土地地目別面積

各年1月1日 単位：千㎡

区 分	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	
平成23年	面積	426,740	71,040	15,332	17,394	4,145	54,838	55,811	6,561	201,619
	割合	100.0%	16.6%	3.6%	4.1%	1.0%	12.9%	13.1%	1.5%	47.2%
平成28年	面積	426,950	70,956	14,790	17,422	4,127	54,354	55,405	6,457	203,439
	割合	100.0%	16.6%	3.5%	4.1%	1.0%	12.7%	13.0%	1.5%	47.6%

資料 平成28年度「能代市の統計」

③ 産業・経済

平成27年度の就業者数は、24,749人、総人口の45.2%で、全国平均(50.0%)を下回っています。人口に対する就業者の割合は、少子高齢化の影響で年々減少しています。

また、産業別就業者の割合は、農業が大部分を占める第1次産業が8.5%、建設業、製造業など第2次産業が23.0%、卸・小売やサービス業などの第3次産業が66.7%となっており、10年間の比較では、第1次産業が71.6%、第2次産業が69.8%と大きく減少しており、減少幅の少ない第3次産業でも90.2%と約1割の減少となっています。

■ 産業別就業者（15歳以上）数の推移

資料：国勢調査

区 分	平成17年	平成22年	平成27年		10年間比較
	人数	人数	人数	構成比	H27/H17
第1次産業	2,940	2,364	2,104	8.5%	71.6%
農業	2,816	2,223	1,964	8.0%	69.7%
林業	100	130	128	0.5%	128.0%
漁業	24	11	12	0.0%	50.0%
第2次産業	8,163	6,560	5,697	23.0%	69.8%
鉱業	33	10	18	0.1%	54.5%
建設業	3,452	2,695	2,533	10.2%	73.4%
製造業	4,678	3,855	3,146	12.7%	67.3%
第3次産業	18,297	16,994	16,495	66.7%	90.2%
電気・ガス・水道業	195	196	210	0.9%	107.7%
運輸・通信業	1,393	1,313	1,103	4.5%	79.2%
卸売業・小売業・飲食店	6,492	5,764	5,069	20.5%	78.1%
金融・保険業	508	467	402	1.6%	79.1%
不動産業	114	215	220	0.9%	193.0%
サービス業	8,518	8,016	8,425	34.0%	98.9%
公務	1,077	1,023	1,066	4.3%	99.0%
分類不能の産業	72	48	453	1.8%	629.2%
合 計	29,472	25,966	24,749	100.0%	84.0%

平成26年の市内総生産は、2,245億円余りで、平成17年との比較では46億9千万円、約2%増加していますが、平成22年の総生産額を見ると、経済環境などによる変動が見受けられます。

平成17年との比較では、農業、建設業、卸売・小売業、金融保険業は減少、製造業、電気・ガス・水道業、不動産業などが増加しています。

■ 産業別市内総生産の推移

単位：百万円

区 分	平成17年	平成22年	平成26年		9年間比較 H26/H17
	実績	実績	実績	構成比	
第1次産業	6,167	4,778	5,012	2.3%	81.3%
農業	5,818	4,418	4,651	2.1%	79.9%
林業	314	346	349	0.2%	111.1%
水産業	35	14	12	0.0%	34.3%
第2次産業	34,547	51,881	47,160	21.0%	136.5%
鉱業	433	547	625	0.3%	144.3%
製造業	19,182	38,777	33,452	14.9%	174.4%
建設業	14,932	12,557	13,083	5.8%	87.6%
第3次産業	179,689	159,559	172,312	76.7%	95.9%
電気・ガス・水道業	33,165	22,391	34,797	15.5%	104.9%
卸売・小売業	21,763	17,691	16,890	7.5%	77.6%
金融・保険業	8,013	5,803	5,560	2.5%	69.4%
不動産業	30,677	31,403	31,355	14.0%	102.2%
運輸業	10,286	10,462	9,780	4.3%	95.1%
情報通信業	4,279	3,749	3,966	1.8%	92.7%
サービス業	41,013	39,395	40,598	18.1%	99.0%
政府サービス生産者	27,922	25,922	25,448	11.3%	91.1%
対家計民間非営利サービス生産者	2,571	2,743	3,918	1.7%	152.4%
輸入品に課される税・関税等	-542	-425	63	0.0%	-11.6%
市内総生産	219,861	215,793	224,547	100.0%	102.1%

資料：秋田県市町村民経済計算年表

1. 2 第1次計画の検証

第1次計画では、市民・事業者特に望まれているもの、市として重点的に取り組むべきもの、能代らしさのあるもの、の3つの視点で、次の6つの重点環境施策を掲げています。

- ・貴重な自然環境を継承するため、保全活動に取り組みます。
- ・安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。
- ・安全で安定した飲用水の確保と生活排水対策に取り組みます。
- ・循環型社会の形成に取り組みます。
- ・温暖化防止のため、省エネルギー対策に取り組みます。
- ・ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。

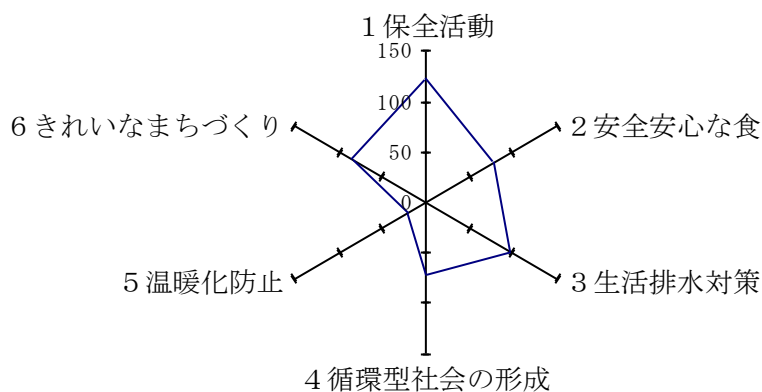
これらの施策には、それぞれ指標目標を設定し、その達成に取り組んできました。

第1次計画の中間見直し（平成25年3月）では、社会情勢の変化等による指標目標の一部変更なども行い、新たな目標に向かって環境施策を推進してきました。

重点環境施策の指標目標の達成率は、次のページのとおりとなっています。達成率が100%を超えた指標目標が2項目、100%から70%が6項目、70%に満たない指標目標が5項目となっています。中には目標と現実の乖離や数値の出し方が統一されていないものなどもあり、一部見直すことも必要ですが、健全な環境を次世代に引き継ぐため、環境に負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、人と環境にやさしいまち能代をつくるためには、重点施策全般にわたって、より一層の取り組みや継続した取り組みが必要です。

なお、温暖化防止の達成率が20%と極端に低くなっていますが、これは、市役所庁舎分の温室効果ガス排出量の削減を指標目標としましたが、新庁舎建設等で目標達成が困難になりました。今後新たな目標の設定が必要です。

指標目標達成状況 単位：%



第1次能代市環境基本計画指標目標の達成状況

項 目		現 況		目標値	達成率	
		数 値	年 度			
1 貴重な自然環境を継承するため、保全活動に取り組みます						
1-1	米代川やきみまち阪、風の松原などの豊かな自然を他に誇れると思う市民の割合（市民意識調査）	63.8%	H 28	85.0%	75.0	122.9
1-2	環境学習講座（環境大学・こども環境探偵団）参加人数（延べ人数）	256人	H 28	150人以上	170.7	
2 安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます						
2-1	地元産の農産物は安全でおいしいと思う市民の割合（市民意識調査）	80.8%	H 28	90.0%	90.0	76.4
2-2	学校給食で使用している野菜類のうち秋田県産の割合（重量比）	43.9%	H 27	70.0%	62.7	
3 安全で安定した飲用水の確保と生活排水対策に取り組みます						
3-1	水道普及率	90.7%	H 27	90.0%	100.8	96.9
3-2	汚水処理人口普及率	70.7%	H 28	76.0%	93.0	
4 循環型社会の形成に取り組みます						
4-1	1人1日あたり家庭系ごみ排出量（資源化物を除く）	527g	H 28	500g	94.9	71.4
4-2	資源リサイクル関連企業の新設・増設数	4件	H 27	7件	57.1	
4-3	リサイクル率	8.11%	H 28	12.0%	67.6	
4-4	たい肥化を含む生ごみの資源化に取り組む市民の割合（市民意識調査）	13.2%	H 28	20.0%	66.0	
5 温暖化防止のため、省エネルギー対策に取り組みます						
5-1	市役所庁舎分の温室効果ガス排出量の削減	0.6%	H 27 (基準年H 25)	3.0% 以上	20.0	20.0
6 ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます						
6-1	クリーンパートナー登録団体数	28団体	H 28	30団体以上	93.3	85.7
6-2	春のクリーンアップ参加人数割合（全人口比）	3.9%	H 29	5.0% 以上	78.0	

1. 3 環境要素ごとの現況と課題

本市の環境要素ごとの現況と課題を示します。

(1) 大気環境

大気汚染の主な原因は、石油等の化石燃料の燃焼により排出される二酸化硫黄、二酸化窒素などが挙げられます。これらの測定結果を見ると、環境基準値より一桁低い値で推移しています。また、最近話題となっている微小粒子状物質 PM2.5 も今のところ環境基準を満たしております。市民アンケートの結果を見ても、「空気のきれいさ」では、「満足」、「どちらかといえば満足」をあわせた回答が96%、平成19年の市民アンケート（以下、「前回調査」という。）より2%増え、多くの方が満足していることを示しています。

一方で野焼きによる煙の苦情も後を絶ちません。廃棄物の野焼きはダイオキシン類の発生源となると言われており、今後とも、市民への啓発や工場や事業場等への指導・監視などを行い、良好な大気環境の保全に努める必要があります。

大気汚染物質の平均濃度の推移

◇二酸化硫黄 (SO₂) ※環境基準 0.04ppm (1日平均値の年間2%除外値)

測定局	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
能代西	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
檜山	0.003	0.004	0.004	0.002	0.003	0.003	0.002	0.001	0.003	0.003

◇二酸化窒素 (NO₂) ※環境基準 0.04~0.06ppm またはそれ以下 (1日平均値の年間98%値)

測定局	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
能代西	0.009	0.010	0.010	0.008	0.009	0.008	0.008	0.007	0.008	0.007
檜山	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003

◇微小粒子状物質 (PM2.5) ※基準値 98%値が 35 μ g/m³以下かつ年平均値が 15 μ g/m³以下

測定局	H24		H25		H26		H27	
	98%値	年平均値	98%値	年平均値	98%値	年平均値	98%値	年平均値
能代西	27.4	11.3	30.2	10.5	35	11.4	28.5	10.3

市民アンケート 空気のきれいさに関する満足度

問 7. 1	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
満足	376	48%	196	47%
どちらかといえば満足	379	48%	196	47%
どちらかといえば不満足	24	3%	24	6%
不満足	8	1%	2	0%
合計	787	100%	418	100%

(2) 交通

本市の道路網は高規格幹線道路である日本海沿岸東北自動車道の整備が進むとともに、これに国道7号、国道101号、さらに県道、市道が相互に連絡する体系となっています。国道101号柳町と国道7号新山前の交通量は平成22年とほぼ同じですが、国道7号字冷清水と飛根字富根については、平成19年に能代東IC・二ツ井白神IC間が開通し、平成22年の調査は推計値だったものが今回実測値に変わったことにより大幅に減少していますが、高規格道路の交通量を加えると、若干増加しています。

また乗用車保有台数は3万1千台余りで、1人当たりの保有台数は0.56台と年々増えておりますが、公共交通機関の利用者は、年々減少してきています。市民アンケートでは、「電車・バスなど公共交通機関の利用のしやすさ」について、「不満足」、「どちらかといえば不満足」をあわせた回答が70%で、前回調査より9%改善したものの、依然として多くの方が満足していないことを示しています。

公共交通機関や自転車の利用促進、低公害車などの普及により、自動車排出ガスによる大気への影響を軽減していく必要があります。

主な道路の交通量の推移（昼間12時間交通量）

資料：道路交通センサス

地 点	平成6年	平成9年	平成11年	平成17年	平成22年	平成27年
国道101号柳町	14,260	15,557	15,430	16,553	14,764	14,825
国道7号新山前	12,700	13,469	14,062	16,490	16,693	16,178
国道7号字冷清水（鶴形）	9,860	10,454	10,626	11,769	14,023	4,546
国道7号飛根字富根	10,529	11,394	11,666	13,109	15,619	4,546

※斜字は推定交通量計測区間

乗用車保有台数の推移

※単位：台

年 度	普通乗用車	軽乗用車	計	1人当たり 保有台数
平成24年	18,337	12,235	30,572	0.52
平成25年	18,135	12,709	30,844	0.53
平成26年	17,846	13,252	31,098	0.54
平成27年	17,523	13,742	31,265	0.55
平成28年	17,330	13,888	31,218	0.56

※資料 山本地域振興局、税務課

市民アンケート 公共交通機関に関する満足度

問 7. 6	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
満足	41	6%	14	4%
どちらかといえば満足	181	24%	71	17%
どちらかといえば不満足	307	41%	177	43%
不満足	221	29%	147	36%
合計	750	100%	409	100%

(3) 水環境

本市は米代川の下流に位置し、日本海に面するなど水環境と深い関わりの中で生活が営まれてきました。

しかし、都市化の進展にともない、生活排水や工場・事業場からの排水が増大し、恒常的に水質の悪い河川も見られます。水質の調査結果では、河川、池沼のほとんどで、何らかの項目が環境基準を超えています。また、油の流出事故も多くなっています。

市民アンケートでは、「河川や湖沼、せきなど水辺のきれいさ」について、70%の方が満足していることを示しており、前回調査より15%増えております。

生活雑排水などの汚水処理のため、下水道整備や浄化槽等の普及などを進めています。平成28年度末の汚水処理人口普及率は70.7%であり、今後も整備を推進するとともに、工場・事業場等への指導・監視などにより、良好な水環境の保全に努める必要があります。

主な河川・池沼の水質調査結果の推移

資料 環境衛生課

単位：mg/l

地点名	項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	環境基準
悪土川 (米代川合流点)	BOD	4.3	2.7	2.0	4.8	4.4	3mg/l以下
檜山川 (米代川合流点)	BOD	2.1	1.5	1.1	3.7	2.0	2mg/l以下
浅内沼	COD	20.00	8.5	14.0	30.0	25.0	3mg/l以下
小友沼	COD	7.6	8.7	8.0	11.0	10.0	5mg/l以下

※BOD：生物化学的酸素要求量 COD：化学的酸素要求量
※データは、各年8月または9月の採水

市民アンケート 河川や湖沼、せきなど水辺のきれいさに関する満足度

問7.2	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
満足	115	15%	50	12%
どちらかといえば満足	424	55%	175	43%
どちらかといえば不満足	184	24%	146	36%
不満足	42	6%	35	9%
合計	765	100%	406	100%

(4) 音環境

「風の松原」は、平成8年7月、環境庁の音環境を保全する上で特に意義があるものと認められる「残したい日本の音風景100選」に選定されています。

市民アンケートでは、「生活空間の静けさ」について、88%の方が満足していることを示しており、前回調査より7%増えています。

音は、日常生活と密接で、なかなか避けることのできないものです。そして時に心地よかったり、時に不快だったり、極めて感覚的な要素を含んでいます。その発生源は、一般家庭や自動車等の交通機関のほか、飲食店、工場、事業場、建設作業など多種多様です。

騒音については環境基準が定められ、平成24年3月に「騒音に係る環境基準」が改正されています。これまでに行った調査では、一般環境騒音は環境基準を満たしておりますが、自動車交通騒音では平成28年度に調査した国道7号二ツ井種地内が環境基準を超える結果となっております。

また、事業活動に伴う騒音・振動による苦情や、日常生活における近隣騒音に対する苦情も見受けられます。

今後も、法令等の遵守の指導・周知に努めるとともに、騒音・振動の監視等を継続して行い、良好な音環境の保全に努める必要があります。

一般環境騒音及び自動車交通騒音調査

資料 環境衛生課

◇一般環境騒音

単位：dB(Laeq)

区分	H24 (出戸山神社)		H25 (田子向地内)		H26 (東能代中跡地)		H27 (向能代小跡地)		H28 (二ツ井公民館)	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
測定値	46	39	44	39	47	40	51	41	47	37
基準値	55	45	55	45	55	45	55	45	55	45

◇自動車交通騒音

単位：dB(Laeq)

区分	H24 (国道7号昇平岱)		H25 (国道7号寿域長根)		H26 (国道7号中関)		H27 (県道能代二ツ井線境)		H28 (国道7号二ツ井種)	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
測定値	67	58	68	59	65	58	63	53	75	70
基準値	70	65	70	65	70	65	70	65	70	65

市民アンケート 生活空間の静けさに関する満足度

問 8. 3	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
満足	290	37%	137	33%
どちらかといえば満足	397	51%	199	48%
どちらかといえば不満足	73	9%	54	13%
不満足	22	3%	28	6%
合計	782	100%	418	100%

(5) 公園・緑地

都市公園は、総数29箇所、総面積40.76haとなっています。これを一人当たり面積に換算すると約7.3㎡となり、平成27年度の全国平均(10.3㎡)を下回っています。しかし、本市には、都市公園に含まれない風の松原、米代川などの河川緑地やきみまち阪県立自然公園、毘沙門憩いの森などの緑地が豊富にあり、恵まれた環境になっています。特に風の松原は、市街地と隣接していながら、緑豊かで全国的にも類を見ない規模の大きさと景観が多く多くの市民に親しまれています。市民アンケートでも、「能代市が他に誇れる象徴的な場所、または重点的に保全・整備すべき場所」として「風の松原」が、第1位に挙げられています。

また、道路では街路樹などが、緑豊かな良好な景観形成に寄与しています。市民アンケートでは、「緑の豊かさ」について、94%の方が満足していることを示しており、前回調査より4%増えています。

しかし、維持管理の不足などによる緑の質の低下も一部に見られ、松くい虫による被害も拡大しています。

今後とも、緑豊かな潤いのある環境の創造のため、公園緑地や街路樹などの整備と維持管理の充実を図る必要があります。

市民アンケート 他に誇れる象徴的な場所

問13	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
風の松原	617	21%	349	22%
米代川	395	14%	224	14%
きみまち阪	318	11%	176	11%
旧料亭金勇	318	11%	46	3%
能代港	286	10%	158	10%
檜山多宝院周辺	172	6%	95	6%
風力発電所	161	6%	122	7%
小友沼	142	5%	95	6%
檜山城址	107	4%	58	4%
仁鮎水沢スギ植物群落保護林	81	3%	85	5%
ふたつ白神郷土の森	68	2%	50	3%
能代バイオマス発電所	60	2%	81	5%
毘沙門憩いの森	52	2%	22	1%
七座山	51	2%	29	2%
その他	24	1%	12	1%
合計	2852	100%	1602	100%

市民アンケート 緑の豊かさに関する満足度

問8. 4	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
満足	364	47%	185	44%
どちらかといえば満足	366	47%	192	46%
どちらかといえば不満足	44	6%	34	8%
不満足	4	0%	9	2%
合計	778	100%	420	100%

(6) 文化的・歴史的資源

本市の歴史は古く、麻生遺跡から出土した縄文時代の土面（東京大学所蔵）が重要文化財に指定されているほか、国指定史跡の檜山安東氏城館跡や杉沢台遺跡を初め、多くの歴史的資源や文化財が残されています。中でも檜山地区は多くの歴史的資源が集中し、本市の代表的な歴史地区ともなっています。また、市内各地区に、多くの埋蔵文化財が分布しており、こうした歴史的資源は、今後も、適正な保護策を講じるとともに、市民の財産として活用していく必要があります。

また、本市の長い歴史の中で、様々な文化や伝統行事が育まれています。県指定無形民族文化財である常州下御供作々楽（道地作々楽）や切石作々楽踊などの民俗芸能や能代のねぶ流し行事（能代七夕）を初めとする様々な祭りが開催され、多くの見物客が訪れています。また、八郎太郎や機織姫など、地域の伝説や民話なども残されています。こうした本市の特色ある文化的資源は、今後とも保全・伝承に努める必要があります。

能代市所在等指定文化財

種別	有形文化財							無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	記念物			合計
	構造物	絵画	彫刻	工芸	書籍・古文書等	考古資料	歴史資料				史跡	名勝	天然記念物	
国指定											2			2
県指定	2		3		3	4	1			7	3		4	27
市指定	4	12	1	14	14	2		7	8	1			2	65
計	6	12	4	14	17	6	1	7	15	6			6	94

平成27年3月31日現在

(7) 気 象

本市の気候は日本海側気候に分類され、冬の寒さが厳しく、海岸部は特に北西の季節風が強いため、雪は積りにくいとされています。

こうした気象特性がもたらす風力の活用を図るため、日本海沿いには風力発電施設が稼働しています。また、市内の小中学校や福祉施設には太陽光発電や太陽熱利用システムも導入されています。再生可能エネルギーの導入について、市民アンケートでは、「積極的に導入すべき」という方が49%となっています。地球温暖化防止の観点からもこうした自然エネルギーの活用について、居住環境等に配慮しながら進める必要があります。

また、雪に強く快適に暮らせるまちづくりや、利雪・克雪を検討する必要があります。

月別平均風速（平成24年～28年）

単位：m

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成24年	5.7	5.2	4.5	4.3	3.6	3.6	3.0	2.8	3.1	4.0	4.7	5.5
平成25年	5.2	5.7	4.9	4.5	3.3	3.1	3.0	3.2	2.9	4.0	4.4	5.2
平成26年	5.7	4.8	4.8	3.7	3.7	3.4	3.1	3.2	3.2	3.5	4.4	5.9
平成27年	5.3	5.0	4.8	3.6	3.5	3.5	2.8	3.6	4.0	4.6	4.0	5.0
平成28年	5.2	4.7	4.0	4.1	3.8	3.5	3.3	3.5	3.0	4.3	4.5	4.9
平 均	5.42	5.08	4.60	4.04	3.58	3.42	3.04	3.26	3.24	4.08	4.40	5.30

資料：気象庁アメダス

降雪の状況（平成24年～28年）

単位：cm

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
降雪の合計	328	391	336	411	172
最深積雪	56	79	39	32	21

資料：気象庁アメダス

市民アンケート 再生可能エネルギーの導入について

問16(1)	平成29年度	
	回答数	割合
積極的に導入を進めるべき	388	49%
導入は慎重に行うべき	254	32%
導入すべきでない	9	1%
わからない	141	18%
合計	792	100%

(8) 地 形

本市には、米代川及びその支流の流域に広がる平野部と、それを取り巻く山地、丘陵地、台地など、様々な地形が見られます。また、海沿いには日本海からの西風によって形成された砂丘地が見られ、北には世界自然遺産白神山地を望み、本市の特徴の一つになっています。

こうした様々な地形は、本市独特の自然景観を形成するとともに多様な生物の生息・生育をはぐくんでおり、土地利用に際しては、環境や景観に配慮する必要があります。

(9) 森 林

本市は森林が市域の約60%を占めており、南には日本一高い天然秋田杉などの巨木が林立するなど、環境の保全や公益的機能を維持する上で、重要な役割を担っています。また、森林は炭素のストック機能を有しており、木材のエネルギー利用はカーボンニュートラルで、地球温暖化の進行を抑えることにつながります。

しかし、森林の50%以上を占める私有林では、第1次産業の低迷や担い手の高齢化に伴い手入れの行き届かなくなった人工林の増加が目立ってきています。また最近では林道周辺など、森林へのごみの散乱も目立ち、美しい森林景観が損なわれるだけでなく、里山の荒廃により、クマなどの野生動物と人との住み分けがうまくいかず、農地や人的被害へとつながってきています。また、森林利用に際してのマナーの低下も懸念されています。市民アンケートでは、「里山や農村周辺の景色」について、88%の方が満足していることを示しておりますが、前回調査より1%減少する結果となっております。

森林の持つ生物の生息・生育環境や水源かん養などの公益的機能は大きく、林家の理解の下に、今後とも保全していく必要があります。また、レクリエーションや環境教育の場などとして、森林を活用していく必要もあります。

森林の保有形態別割合

区 分	国有林	公有林	私有林
割合(%)	35	12	53

資料：秋田県林業統計（平成27年度）

市民アンケート 里山や農村周辺の景色に関する満足度

問 7. 5	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
満足	253	33%	150	37%
どちらかといえば満足	417	55%	215	52%
どちらかといえば不満足	81	11%	32	8%
不満足	11	1%	12	3%
合計	762	100%	409	100%

(10) 農地

本市の土地利用構成を見ると、約20%を田畑が占めています。近年は農産物価格の低下や担い手の減少・高齢化などにより耕作放棄地が増えるなど、その公益的機能が十分果たせない状況にあります。

市民アンケートでは、「安心して食べられる食材の豊富さ」について、93%の方が満足していることを示し、前回調査より5%増えています。環境意識の高まりや輸入農産物の安全性への不安などから、有機栽培による農作物の需要も増加しており、国では平成18年12月に有機農業の推進に関する法律を制定し、さらに平成26年度からおおむね5年後を目標とした新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」を定め、有機農業の取り組みを推進しております。

農地の持つ生物の生息・生育環境や水源かん養などの公益的機能は大きく、農家の理解の下に適正な管理を維持するとともに、環境にやさしい減農薬、有機農業への転換を進める必要があります。

市民アンケート 安心して食べられる食材の豊富さに関する満足度

問7.3	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
満足	285	37%	142	35%
どちらかといえば満足	438	56%	217	53%
どちらかといえば不満足	44	6%	43	10%
不満足	8	1%	7	2%
合計	775	100%	409	100%

(11) 水辺地（河川・池沼・海岸）

本市は、市街地を貫流する米代川を始め、常盤川や檜山川、種梅川などの河川、また渡り鳥の中継地で有名な小友沼を始め、浅内沼、落合沼など、多くの河川や池沼があります。また、米代川では二ツ井の桜つつみ公園など、河川敷を活用した河川緑地の整備が行われています。しかし平成19年9月、平成21年7月、平成25年9月とたびたびの豪雨で市内各所では床上浸水などの災害が発生しており、水害を防ぐために河川の更なる整備が必要となっています。

市域の西側は日本海に面しています。海岸は浸食防止のテトラポットや護岸堤が整備され、自然の海岸は、浅内海岸の一部が残るのみとなっています。

こうした河川・池沼及び海岸などの水辺地を良好な状態で保全するとともに、水辺レクリエーションの場などとして活用し、潤いある環境の創造に努めていく必要があります。

(12) 動植物

常盤地区や種梅地区、田代・濁川地区などには自然植生が多く見られ、ブナの天然林も見られます。また七座山は原始の状態が保たれており、天然木と巨岩が折り重なる野生の森です。このような森林には、多種多様な動植物が生息・生育していることが確認されています。また、モリアオガエルやクロサンショウウオ、ジャコウアゲハやハッチョウトンボなど貴重な動物や昆虫類の生息も確認されています。

海岸沿いの砂防林「風の松原」は、日本100選の6冠を有し、鳥類を始めとして各種動植物が生息・生育しています。また、小友沼は多くの渡り鳥が飛来し、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップによる重要生息地ネットワークに登録されたほか、小友沼を含む米代川河口の池沼群が、環境省による日本の重要湿地500選に、さらに平成27年12月には、小友沼及びその周辺地域が、環境省の生物多様性保存上重要な里地里山に選ばれるなど、特色のある自然も残されています。

今後も、良好な自然を生かして、動植物の生息・生育環境の確保と、貴重種はもとより様々な動植物の保全が必要とされています。

また一方では、クマが人里に出没して危害を加えたり、アナグマやハクビシンがまち中に出没したり、さらにはこの地域に生息していなかったニホンジカやイノシシが目撃されるなど、野生動物とのかかわり方が課題となっています。

(13) 廃棄物・リサイクル

本市では「能代市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、それに基づいて毎年実施計画を策定して廃棄物の減量と分別収集の徹底を行っています。

平成28年度のごみの総排出量は約20,022t、そのうち生活系ごみは12,011t、事業系ごみは8,011tで、1人1日あたりのごみ排出量は1,008gになります。このうち家庭ごみ（事業系ごみと資源ごみを除く）は1人1日あたり527gで、第1次計画の目標500gは達成できませんでした。

また、資源のリサイクルを推進するため、ビン、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック類と紙類及び乾電池の資源化を図っていますが、平成28年度のごみ総排出量に対するリサイクル率は8.11%で、第1次計画の目標12%は達成できませんでした。

市民アンケートでは、古紙や空き缶、空き瓶など、市の定める分別に努めている人は、94%となっておりますが、前回調査より3%減少していることから、引き続き分別の普及・啓発活動を行う必要があります。また、市街地などでのタバコや空き缶のポイ捨て、山林や海岸などに家電製品などの不法投棄が見られます。市民アンケートでは、タバコやごみのポイ捨てなどのマナーについて、62%の方が満足していないことを示しています。前回調査より20%改善していますが、それでもまだ6割以上の方が満足していません。また、マナー向上のために必要と考える項目については、不法投棄に関す

る監視体制と罰則の強化、タバコのポイ捨てに対する罰金を含む規制措置などの回答が多く、その対策が強く求められています。

今後も、市民、事業者、行政が一体となって、廃棄物の減量化に取り組むとともに、環境に負荷を与えないよう、適正な処理に努める必要があります。さらに、ごみの分別とリサイクルの徹底により、ごみの資源化を促進する必要があります。

1人1日あたりのごみ排出量

資料 環境衛生課

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
事業系ごみ	366	345	352	357	360	383	408	419	409	400
資源ごみ	113	112	105	103	98	95	93	90	85	81
家庭ごみ	598	537	539	536	531	538	538	534	534	527
合計	1,077	994	996	996	989	1,016	1,039	1,043	1,028	1,008

市民アンケート 市の定める分別に努めている人の割合

問9.5	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
いつもしている	582	73%	369	86%
どちらかといえばしている	163	21%	50	11%
どちらかといえばしていない	31	4%	8	2%
全くしていない	16	2%	3	1%
合計	792	100%	430	100%

市民アンケート タバコやごみのポイ捨てなどのマナーに関する満足度

問7.7	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
満足	43	6%	7	2%
どちらかといえば満足	246	32%	65	16%
どちらかといえば不満足	331	44%	211	51%
不満足	140	18%	131	31%
合計	760	100%	414	100%

市民アンケート マナー向上のために必要と考える項目

問14	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
不法投棄に対する監視体制と罰則の強化	559	26%	308	26%
たばこのポイ捨てに対する罰金を含む規制措置	457	21%	221	19%
大人のためのマナー教育	325	15%	163	14%
地域単位での環境監視員制度の発足	180	8%	118	10%
廃棄物減量等推進委員の積極的な活用	195	9%	120	10%
環境に配慮した行動に対する表彰制度の創設	154	7%	77	6%
環境に配慮した行動を行っているモデル自治会やモデル事業	291	13%	172	14%
その他	31	1%	8	1%
合計	2192	100%	1187	100%

(14) 水資源・エネルギー

本市の水道普及率は90.7%（平成27年度末）で、上水道における一人あたりの年間使用水量は約9.3m³（平成27年度）となっており、安全で安定的な水資源の供給が求められています。

私たちは水や電気など、様々な資源・エネルギーを活用して生活を営んでいます。しかし、近年の生活水準の向上などにより、資源・エネルギーの消費量は増加しており、ひいては地球温暖化を始めとする環境への影響と資源の枯渇などが懸念されています。資源・エネルギーを有効活用するためには市民一人ひとりの意識が大事です。市民アンケートでは、省エネルギー推進のための行動として、冷暖房の設定温度は控えめにしている方は88%、家電製品の主電源をこまめに切っている方は66%、照明をこまめに切っている方は89%、自動車の不必要なアイドリングをしない方は81%などとなっています。冷暖房の設定温度を控えめにしている方は、前回調査より2%減、そのほかの項目は前回調査と同率となっております。一方、太陽熱利用や太陽光・風力発電などの機器を設置している方は3%で、前回調査と同率にとどまっています。

今後も、環境にやさしいライフスタイルや省エネルギーを呼びかけるとともに、新エネルギーの活用などを促進する必要があります。

市民アンケート 冷暖房の設定温度は控えめにしている人の割合

問11.1	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
いつもしている	317	40%	199	48%
どちらかといえばしている	374	48%	175	42%
どちらかといえばしていない	70	9%	32	8%
全くしていない	23	3%	7	2%
合計	784	100%	413	100%

市民アンケート 家電製品の電源をこまめに切っている人の割合

問11.2	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
いつもしている	204	26%	129	30%
どちらかといえばしている	320	40%	151	36%
どちらかといえばしていない	204	26%	119	28%
全くしていない	62	8%	27	6%
合計	790	100%	426	100%

市民アンケート 照明をこまめに切っている人の割合

問 1 1 . 3	平成 2 9 年度		平成 1 9 年度	
	回答数	割 合	回答数	割 合
いつもしている	362	45%	187	43%
どちらかといえばしている	347	44%	196	46%
どちらかといえばしていない	77	10%	43	10%
全くしていない	8	1%	3	1%
合計	794	100%	429	100%

市民アンケート 自動車の不必要なアイドリングをしない人の割合

問 1 1 . 4	平成 2 9 年度		平成 1 9 年度	
	回答数	割 合	回答数	割 合
いつもしている	304	42%	171	44%
どちらかといえばしている	287	39%	144	37%
どちらかといえばしていない	95	13%	59	15%
全くしていない	45	6%	17	4%
合計	731	100%	391	100%

市民アンケート 太陽熱利用や太陽光・風力発電などの機器を設置している人の割合

問 1 1 . 7	平成 2 9 年度		平成 1 9 年度	
	回答数	割 合	回答数	割 合
設置している	25	3%	13	3%
設置していない	758	97%	412	97%
合計	783	100%	425	100%

(15) 事業活動

本市は米代川の水運と北前船による西廻り海運の要所として栄え、木材産業の隆盛により「木都能代」の名で全国に知られ、稲作中心の第一次産業、木材関連産業を中心とする第二次産業により発展してきました。

また、能代木材工業団地、能代工業団地など生産活動の環境を整備し、企業誘致が行われています。工業製造品出荷額は経済環境などによる変動があるものの、平成 1 7 年度と平成 2 6 年度の比較では若干増えていますが、産業分類別従業者数の平成 1 7 年度と平成 2 7 年度の比較では、全体では 1 6 % 減少し、第一次産業は約 2 8 %、第二次産業は約 3 0 %、第三次産業は約 1 0 % の減少となっています。構成比では、第 1 次産業と第 2 次産業が減少し、第 3 次産業が増えています。

また近年は、環境に配慮した企業行動が事業の継続的発展に不可欠となりつつあり、環境マネジメントシステムである ISO 1 4 0 0 1 などの認証取得や環境会計の導入、

環境報告書の作成・公開などを行う企業が増えています。また、温室効果ガスの排出量取引の制度も運用されています。

これらの事業活動は私たちの生活を豊かにし、本市の発展に寄与することとなりますが、一方で資源・エネルギー消費により環境へ負荷を与えている点も看過できません。今後も、地場産業の振興を図りつつ、事業活動を展開する際には環境への影響を抑えるため、適切な措置を行っていく必要があります。

(16) 環境教育・環境学習

本市では各種市民講座が開催されているほか、市内の小中学校では、道徳、社会科及び理科の時間を活用した環境教育や「総合的な学習の時間」を活用した体験型の環境教育が展開されています。

市民アンケートでは、環境学習の場や機会について、52%の方が満足していないことを示していますが、満足していない方は前回調査より17%減少しております。また、環境に関する情報量については、53%の方が満足していないことを示していますが、満足していない方は、前回調査より16%減少しております。

近年の深刻な環境問題を解決するには、一人ひとりの意識や行動、モラルによるところが大きくなっています。

このため、環境に関する情報提供を推進し、市民の意識啓発を図るとともに、小中学生への環境教育を積極的に展開する必要があります。

市民アンケート 環境学習の場や機会に関する満足度

問7. 9	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
満足	41	6%	10	3%
どちらかといえば満足	293	42%	103	28%
どちらかといえば不満足	305	44%	196	54%
不満足	55	8%	56	15%
合計	694	100%	365	100%

市民アンケート 環境に関する情報量に関する満足度

問7. 8	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
満足	32	4%	11	3%
どちらかといえば満足	312	43%	111	28%
どちらかといえば不満足	319	44%	209	54%
不満足	62	9%	59	15%
合計	725	100%	390	100%

(17) 環境保全活動

本市では産業廃棄物の不適正処理に伴う環境の悪化があり、今もその対策が行われています。このことを教訓として、同じことが二度と起こらないような対策が必要です。

また、近年の環境問題は、かつての公害問題のように特定の発生源によるものばかりではなく、様々な要因が複雑に絡み合っ引き起こされています。特に地球温暖化の問題は、それぞれが被害者でもあり加害者でもあるという側面があります。従って、その解決のためには市民、事業者、市が環境保全に対して担うべき役割を理解し、さらに一歩進んで自主的な行動を起こしていく必要があります。

本市では、自然保護団体や資源回収団体及び清掃・美化団体など、様々な環境保全団体が活動しています。市民アンケートでは、自宅周辺や地域の清掃活動を行っている方は50%となっており、前回調査より11%減っております。また、環境に関するボランティア活動に参加したいと答えた方は35%で、前回調査より16%減少しております。高齢化が進んだことによる影響も考えられますが、環境保全のための具体的行動に結びつくような、全市的な取り組みを強化していく必要があります。

市民アンケート 自宅周辺や地域の清掃活動を行っている人の割合

問12.1	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
いつもしている	119	15%	71	17%
どちらかといえばしている	275	35%	180	44%
どちらかといえばしていない	236	30%	101	24%
全くしていない	156	20%	60	15%
合計	786	100%	412	100%

市民アンケート 環境に関するボランティアに参加したいと思う人の割合

問15(1)	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
参加したい	272	35%	207	51%
参加したくない	511	65%	201	49%
合計	783	100%	408	100%

(18) 環境情報

環境保全の学習や教育を通じて意識を高め、環境保全活動への参加へつなげるためには、様々な環境に関する情報が必要とされます。本市では広報やホームページなどを活用し、環境に関する情報提供に努めています。

市民アンケートでは、環境に関するボランティア活動を推進するために必要だと思う項目について、ボランティア活動に関する情報提供が最も多くなっています。

今後は、ボランティア活動だけでなく、環境に関するさまざまな情報の収集を行うとともに、必要な情報を提供し、市民、事業者、行政が情報を共有できる仕組みづくりが必要です。

市民アンケート 環境に関するボランティア活動推進のために必要だと思う項目

問15(3)	平成29年度		平成19年度	
	回答数	割合	回答数	割合
家族の理解	155	9%	119	11%
職場の理解	209	12%	122	11%
ボランティアをしようとする場合の相談窓口や支援体制の充実	290	16%	166	15%
行政による環境ボランティア活動に関する情報提供	374	21%	202	18%
行政による市内の環境問題に関する継続的な情報提供	259	14%	152	14%
ボランティア団体への財政支援	210	12%	122	11%
ボランティア団体が行う事務処理への支援	80	4%	48	4%
ボランティア活動を推進するリーダーの育成	208	11%	172	15%
その他	20	1%	13	1%
合計	1805	100%	1116	100%

(19) 地球環境

新興国における経済成長や世界人口の増大の中で、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の損失等の世界規模の環境問題が深刻化しています。

本市においても、直近5年間の降雨成分調査結果を見ると、最近2年間は若干改善傾向にあるものの、ほとんどが酸性雨(pH5.6以下)という状況にあります。

また、今のところ環境基準を満たしているとはいうものの微小粒子状物質(PM2.5)の影響も懸念されます。

こうした地球環境問題を解決するためには、国際的あるいは国、県レベルの取組はもちろん、一人ひとりの環境への配慮の積み重ねが重要であり、「地球規模で考え、地域レベルで行動を起こす」ことが求められています。

本市では、地球温暖化やエネルギー資源の枯渇といった課題に対し、平成25年3月、

「能代市再生可能エネルギービジョン」を策定して再生可能エネルギーの導入に関する方向性を示しました。市民アンケートでは、再生可能エネルギーの導入を積極的に行うべきと回答した方が49%となっています。その理由としては、地球温暖化対策として有効、災害時の非常用電源の確保が20%台で、導入で気を付けるべき点は、騒音、振動と周辺住民の合意が20%台と多くなっています。

地球環境問題は、地域に根ざした活動として引き続き取り組んでいく必要があります。

雨水の pH の状況

資料 環境衛生課

区分	H24	H25	H26	H27	H28
1回目	4.8	5.3	5.2	5.2	4.8
2回目	5.5	4.2	4.4	5.3	7.1
3回目	—	4.9	4.2	5.9	5.8

※酸性雨の基準 pH5.6

市民アンケート 再生可能エネルギーの導入について

問16(1)	平成29年度	
	回答数	割合
積極的に導入を進めるべき	388	49%
導入は慎重に行うべき	254	32%
導入すべきでない	9	1%
わからない	141	18%
合計	792	100%

市民アンケート 再生可能エネルギーの導入に積極的と答えた方の理由

問16(2)	平成29年度	
	回答数	割合
地球温暖化対策として有効である	282	27%
雇用の拡大につながる	182	17%
地域経済への波及が期待できる	155	15%
災害時などの非常用電源が確保できる	224	21%
能代市の知名度が上がり、観光客など来訪者が増える	58	5%
子供たちの環境学習につながる	153	14%
その他	7	1%
合計	1061	100%

市民アンケート 再生可能エネルギーの導入で気を付けるべき点について

問16(3)	平成29年度	
	回答数	割合
住宅や学校などの公共施設、福祉施設等との距離	297	16%
景観への影響	252	13%
周辺環境との調和	371	19%
騒音、振動	511	27%
周辺住民の合意	448	23%
その他	31	2%
合計	1910	100%

1. 4 課題の整理

第1次計画の検証や環境要素ごとの特性、課題を総合的にまとめると、本市の環境上の課題は次のように整理されます。

(1) 大切な自然の保全と活用が必要です。

本市は、世界自然遺産・白神山地を望み、日本海や米代川など、多くの自然に恵まれています。

市街地及び周辺においても森林や農地などの緑や、風の松原やきみまち阪、小友沼などの地域を代表する貴重な自然も残されています。平成28年度の市民意識調査では、本市の豊かな自然を他に誇れると思う市民の割合は63.8%で、目標の85%には届きませんでした。また、高齢化や産業構造の変化などから、里山の荒廃や耕作放棄地の増加が見られ、それらが有する公益機能が減少しているほか、野生動物による被害も増え、これまで生息していなかったニホンジカやイノシシが目撃されるなど、野生動物とのかかわり方も課題になっています。

一方、これらの自然はレクリエーションや環境学習の場でもあり、豊かな景観としての機能も有しています。

このため、全ての生物をはぐくむ豊かな自然と共生しながらこれを保全し、かつ、私たちの財産として積極的に活用していくことが必要です。

(2) 安全・安心で住みよいまちづくりが必要です。

本市では快適で住みよい生活環境の整備を進めています。市民アンケートでは、大気・水・音の環境、公園緑地といった市全体の環境では、ほとんどの項目で多くの方が満足していることを示していますが、公共交通機関の利用のしやすさやタバコやごみのポイ捨てなどのマナーについては、満足していないという回答が多くなっています。

一方普段の生活では、食卓・台所・風呂などの使用時の配慮については、生ごみになるべく出ないように調理法などを行っている人の割合が、5%増えたものの、その他の項目では、していると答えた人の割合は、前回調査とほぼ同じか、減少する結果となっています。

日常生活や事業活動を続ける限り、たとえいかなる努力を重ねたとしても、環境への負荷を避けて通ることはできません。また日常生活や事業活動が汚染の原因になることもあります。環境への負荷を減らし、持続可能な社会を構築するためにも一人ひとりがこうしたことを強く認識し、生活環境の整備や保全に努めていくことが必要です。

(3) 資源を大切に、資源が循環する社会を構築することが必要です。

1人1日あたりのごみの排出量は、家庭系のごみについては、平成20年以降多少の増減はあるものの、少しずつ減少してきましたが、第1次計画の指標目標の達成には至っていません。資源ごみは年々減少してきておりますが、事業系ごみについては、社会経済情勢の影響を受け、増減を繰り返しています。

ゴミ排出量を減らすためには、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rの取り組みをさらに強化する必要があります。

また、限りある資源を有効活用するためには、市民一人ひとりの意識が大事です。市民アンケートでは、家庭における省エネでしていることについては、項目によって多少の増減はあるものの、前回調査とほぼ同様の結果となっており、今後も環境にやさしいライフスタイルや省エネルギーを呼び掛けていく必要があります。

さらに、国際社会では地球規模の環境について盛んに論議されており、人類一人ひとりが、地域が、国家がそれぞれの立場で取り組んでいくことが求められております。本市では、地球温暖化防止や限りある資源の有効活用を図るため、地域特性を生かした再生可能エネルギー導入の取り組みが進められています。

今後も、市民、事業者、市が、それぞれの立場で、また協働して取り組んでいくことが必要です。

(4) 市民一人ひとりの意識を高め、身近なところから行動することが必要です。

市民アンケートでは、環境に関するボランティア活動への参加について、参加したいとの回答が前回調査より16%減少しました。また自宅周辺や地域の清掃活動を行っている市民の割合も11%減少するなど、意識の低下が懸念されます。一方、能代版アダプトプログラムともいべきのしろクリーンパートナーの登録団体数は28団体と、第1次計画の指標目標の30団体に近づいています。

今後も環境に関する情報を収集・提供し、市民の環境に対する意識をさらに高め、具体的な環境保全活動に結びつけていくことが必要です。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球全体の環境保全について、本市でも酸性雨が観測されたり、異常気象に見舞われるなどの影響が見られることから、日常生活における環境への配慮が地球環境問題の解決につながることを自覚し、本市の環境のみならず周辺地域、さらには地球規模での環境保全に身近なところから積極的に取り組んでいくことが必要です。

第2章 計画の目指すもの

2.1 目指すべき環境像と基本目標像

2.2 環境施策の体系

第2章 計画の目指すもの

平成39年度を展望した長期的な目標として、環境面から目指すべき環境像とそれを支える基本目標像を掲げ、この環境像の実現に向けた環境施策の体系を示します。

2.1 目指すべき環境像と基本目標像

「能代市環境基本条例」の基本理念の実現に向け、本市の環境面からみた目指すべき環境像と、それを支える4つの基本目標像を掲げます。

目指すべき環境像

みんなづくり 次世代へつなぐ 環境のまち のしろ

基本目標像

1. 豊かな自然を守り共生するまち

本市は、北に世界自然遺産白神山地を望み、市内を東西に流れる米代川や風の松原、きみまち阪、小友沼、七座山といった豊かな自然にあふれています。これらの貴重な自然は市民共有の財産であり、守り育てて次世代へ引き継いでいかなければなりません。

これらの豊かな自然を守り育てるために、自然と触れ合い理解すること、具体的な自然保護活動を推し進めること、里山里地や森林、農地の保全に努めること、グリーンツーリズムなどで自然を積極的に利用していくことなどに取り組みます。

2. 健康で安心して暮らせるまち

日常生活や事業活動は、環境に対して何らかの負荷を伴っています。本市はきれいな水や空気、豊かな自然に囲まれたとても恵まれた環境にありますが、中には環境基準を満たしていない項目も見られます。より良い環境の中で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場でできることを積み重ね、また相互に協力して努力していきます。

3. 資源を大切にし、資源が循環するまち

資源には限りがあります。その限りある資源を大切に使うためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進して資源の好循環につなげるとともに、日常生活で省エネを意識したこまめな行動をとり、持続可能な地域社会を構築することが必要です。

地球温暖化防止や限りある資源の有効活用を図るためには、一人ひとりが身近なところから意識し、行動することが必要です。また地域特性を生かし、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入による地域活性化と低炭素社会の実現を目指します。

4. 環境について学び、自ら行動できるまち

環境問題に対する意識を高め、実践していくためには、環境教育、環境学習の振興が欠かせません。行政は情報の収集に努めるとともに、広く、きめ細かく情報発信して市民の関心や興味を高め、身近な行動やボランティア活動につなげていきます。

また、環境教育は、学校教育はもちろん、大人を対象としたプログラムの提供に努め、本市の環境を守り、活用につなげていきます。

2. 2 環境施策の体系

目指すべき環境像の実現に向け、基本目標像を柱に次のような体系で環境施策の基本的方向を示します。

基本目標像	1	豊かな自然を守り共生するまち
施策の基本的方向	1	身近な自然環境を守ります
	2	里地里山、森林や農地の保全に努めます
	3	自然を積極的に活用します
基本目標像	2	健康で安心して暮らせるまち
施策の基本的方向	1	よりよい生活環境を創出します
	2	安全な食と水の確保に努めます
	3	環境リスクの軽減に取り組みます
基本目標像	3	資源を大切にし、資源が循環するまち
施策の基本的方向	1	ごみの減量と資源化に取り組みます
	2	省エネルギーを励行します
	3	再生可能エネルギーの導入を進めます
基本目標像	4	環境について学び、自ら行動できるまち
施策の基本的方向	1	環境学習の振興を推進します
	2	環境保全団体等の育成を図ります
	3	きれいなまちづくりを進めます

第3章 環境施策の展開方向

3.1 豊かな自然を守り共生するまち

- 3.1.1 身近な自然環境を守ります。
- 3.1.2 里地里山、森林や農地の保全に努めます。
- 3.1.3 自然を積極的に活用します。

3.2 健康で安心して暮らせるまち

- 3.2.1 よりよい生活環境を創出します。
- 3.2.2 安全な食と水の確保に努めます。
- 3.2.3 環境リスクの軽減に取り組みます。

3.3 資源を大切にし、資源が循環するまち

- 3.3.1 ごみの減量と資源化に取り組みます。
- 3.3.2 省エネルギーを励行します。
- 3.3.3 再生可能エネルギーの導入を進めます。

3.4 環境について学び、自ら行動できるまち

- 3.4.1 環境学習の振興を推進します。
- 3.4.2 環境保全団体等の育成を図ります。
- 3.4.3 きれいなまちづくりを進めます。

第3章 環境施策の展開方向

目指すべき環境像の実現に向け、基本目標像を柱とした環境施策の体系に基づき、取り組むべき具体的な環境施策の展開方向を示します。

3. 1 豊かな自然を守り共生するまち

3. 1. 1 身近な自然環境を守ります。

本市は風の松原や小友沼、七座山、そして世界自然遺産白神山地を望む恵まれた自然環境に囲まれています。また、公園や街路樹、川べりといった身近な自然環境は、まちの景観を魅力的なものにし、自らの地域に対する愛着心の育成にもつながります。

これらの貴重な自然環境を守り継承していくために、市民、環境保全団体等と行政が連携をとりながら、地域の貴重な自然環境を守るための取り組みを進めます。

- ◇風の松原、米代川、きみまち阪、小友沼、白神山地などの優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、マナー向上等の啓発活動に努めます。
- ◇生態系への人為的影響の軽減や外来種移入の防止などに努め、生態系の保全に努めます。
- ◇人と野生動物の共生のため「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の適正運用などにより、野生動物の保護と生息・生育環境の保全に努めます。
- ◇市民ボランティアによる海岸や河川などの清掃活動、水質浄化のための市民運動を支援するとともに、不法投棄の防止に努めます。
- ◇河川改修などにあたっては、関係機関と協議し、周囲の景観や生息する生物などの自然環境に配慮します。
- ◇「能代市緑の基本計画」に基づいて、花や苗木の配布等により、緑に対する市民等の意識の高揚を図ります。
- ◇のしろクリーンパートナー制度の活用等により、街路樹や都市公園等の環境美化活動を市民と連携を図りながら推進します。
- ◇街並み景観の向上のため、電線地中化の促進や路線ごとの街路樹の統一化に努めます。
- ◇公共施設の緑化を図ります。

3. 1. 2 里地里山、森林や農地の保全に努めます。

里地里山は、古くから人々の暮らしと深いかかわりを持ちながら、日本の原風景の一つになっています。また森林は、水源かん養、二酸化炭素の固定、大気の浄化、生物種保存、レクリエーション機能を、農地は食料生産機能のほかに洪水調節機能や多様な生物の生息地を提供する機能があります。しかし近年は、少子高齢化等の影響を受け、森林や農地、里地里山の荒廃が目立ち、クマなどの野生動物が人里に出没するようになりました。

こうしたことから、先人が風土の中で培った知恵を生かしながら里地里山、森林や農地の保全に努めます。

- ◇農村地域の水環境や生態系の保全を図るため、ため池や水路、農道などの農業施設の適正管理と耕作放棄地等の増加防止に努めます。
- ◇「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ活動」と協力・連携し、ガンカモ類の生息環境の保全に努めます。
- ◇「能代市森林整備計画」に基づいて、森林の持つ公益的機能の維持に努めます。
- ◇松くい虫対策については、関係機関と連携しながら風の松原を中心とした海岸林を重点的に防除し、保全に努めます。
- ◇なら枯れ被害の情報収集に努め、被害が拡大しないようその対策に努めます。
- ◇里地里山の整備により、人とクマなどの野生生物との生息を区分する方策を検討します。
- ◇ニホンジカ、イノシシの生息状況の把握と情報収集に努めます。

3. 1. 3 自然を積極的に活用します。

本市には身近に触れることができる自然がいたるところにあります。また、身近な自然は、生命の不思議さや複雑な仕組みに触れる絶好の場でもあります。

そのためにグリーンツーリズムや自然観察会などを積極的に取り入れた活動を推進します。

- ◇本市の豊かな自然についての情報を市内外に積極的に発信していきます。
- ◇自然観察会等で豊かな自然に触れ合う機会を増やします。
- ◇農村環境を活かしたグリーンツーリズムなどによる地域間交流を促進します。
- ◇安全で親しみのある水辺環境を創出するため、水辺の整備を促進します。

3. 2 健康で安心して暮らせるまち

3. 2. 1 よりよい生活環境を創出します。

私たちは誰もが安心して暮らせる生活環境を欲しています。きれいな水、きれいな空気、不必要な騒音のない環境は人が生活していく上で最低限、必要な要素です。

安全・安心して暮らせる生活環境は行政だけでは実現できません。

このことから、安心して暮らせるまちづくりのため、市民、事業者、行政が協力しながら誰もが住みたくなり、誇りを持てるようなまちづくりを推進します。

- ◇国や県などの関係機関や米代川流域の市町村と協力・連携し、ごみや生活排水などによる水質汚濁防止、油類などの流出事故発生時における被害の拡大防止に努めます。
- ◇水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害拡大防止を徹底させます。
- ◇公共用水域の水質状況の定期的な分析調査を行います。
- ◇公共下水道や浄化槽の生活排水処理施設の整備を進めるとともに、トイレの水洗化等を支援します。
- ◇生活排水路が混入している水路や排水管の整備により周辺環境の悪化を防止します。
- ◇工場・事業場排水による水質汚濁事故の未然防止や、悪臭防止に関する啓発や指導に努め、事故時の被害の拡大防止を徹底させます。
- ◇工場・事業場に対して大気汚染に繋がる有害化学物質などの自主的な管理の徹底と使用の削減を促します。
- ◇アクリルたわしや環境負荷の少ない洗剤の使用など、台所で容易にできる生活排水対策の啓発に努めます。
- ◇側溝等の悪臭防止のため、清掃を行います。
- ◇酸性雨・PM_{2.5}等に関する情報の収集・提供に努めます。
- ◇ごみの野焼きなどの不適正な焼却をしないよう指導・周知などを行います。
- ◇日常生活における騒音・振動・悪臭を防止するための自主的な対策や配慮を促します。
- ◇国道などの主要な沿道や住宅地の騒音の状況を定期的に測定するとともに、必要に応じ測定地点見直しなどを検討します。
- ◇有害化学物質などの濃度を把握するため、土壌の定期的な分析調査を行います。
- ◇街灯のLED化を進めます。
- ◇除雪のルール等を周知するとともに、都市公園などを排雪場として利用します。

3. 2. 2 安全な食と水の確保に努めます。

食と水の安全は、私たちの命を支えるとても大事なもので、安心して食べられる食材や飲料水を確保できる環境が整えられていなければなりません。

そのため、地域の農家の方々との連携を深めながら、安心して食べられる食材を地域で生産し消費する仕組み（地産地消）を推進するとともに、良好な飲料水の確保を図ります。また、誰もが安全で健康な毎日を送れるよう、食と水への市民の関心を促します。

- ◇農薬や肥料等の適正使用により、安全・安心な農産物の生産を促進します。
- ◇地産地消と食育を推進します。
- ◇水道整備を効果的に進めます。
- ◇民営の簡易水道及び小規模水道の適正な維持管理や施設整備等を支援します。
- ◇水道未普及地域の飲用井戸水の水質検査を行います。

3. 2. 3 環境リスクの軽減に取り組みます。

本市では、産業廃棄物の不適正処理事案に伴う環境の悪化があり、今もその対策が行われています。大事なことは、このことを教訓として、同じことが二度と起こらないような対策を講じていくことです。

また、様々な環境リスクに対して、その状況把握とリスクを想定した対策により、誰もが安心して住めるまちづくりを進める必要があります。

このことから、規制の見直し、環境アセスメントの厳格な実施、防災体制の充実などを講じ、安全で安心して住めるまちづくりを推進します。

- ◇能代産業廃棄物処理センターなどの環境保全対策は、地元住民や県と連携しながら、適正に行います。
- ◇「能代産廃問題」の教訓を踏まえ、環境に対する市民の積極的な行動や保全活動を行政が一体となって促進します。
- ◇環境問題に関する最新の研究や国・県の法令改正等に迅速に対応し、必要に応じて条例、規則などの整備及び見直しを実施します。
- ◇環境問題に関する苦情を把握し、適切かつ迅速に対応し、法令等の遵守の指導に努めます。
- ◇大気や水質など市内の環境について把握するため、環境調査を行います。
- ◇事業活動に伴う公害の未然防止と環境保全を図るため、その啓発に努めるほか、必要に応じて環境保全協定の締結を進め、その運用を図ります。
- ◇建設資材に含まれる有害化学物質について、情報の収集・提供に努めます。
- ◇地球温暖化に伴う豪雨や洪水、土砂災害等の災害に備え、ハザードマップによる避難場所や災害危険箇所等の周知啓発、自主防災組織の活性化と設置促進、防災体制の充実強化等に努めます。
- ◇地球温暖化による感染症のリスクや健康への影響について、情報の収集・提供に努めます。
- ◇地球温暖化の進行に伴い、温室効果ガスの削減など「緩和策」だけでなく、気候変動への対応など「適応策」の必要性を認識し、その情報収集に努め、施策を検討します。
- ◇ごみ処理施設の整備を計画的に推進します。
- ◇最終処分場については、広域化も視野に入れた検討を行います。

3. 3 資源を大切にし、資源が循環するまち

3. 3. 1 ごみの減量と資源化に取り組みます。

年々ごみの減量化は進んできておりますが、今ある資源のストックを枯らすことなく、将来世代も我々と同様の利便性を得られるようにするためにはさらに資源の循環を推進する必要があります。

このことから、3R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）の意識を高め、ごみの減量を推進します。

また高齢者の方々にも配慮したごみの分別・収集の仕組みづくりを検討します。

- ◇コンポスト容器の普及推進に向け、生ごみ堆肥化普及啓発事業等を継続します。
- ◇建設副産物のリサイクル、リユースを進めます。
- ◇ごみを出さない、エネルギーを使わない、素材を活かしたエコクッキングの普及・啓発に努めます。
- ◇環境への負荷が少ない製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努めます。
- ◇ごみの廃棄について、市民及び事業者への適正な処理を指導します。
- ◇ごみの発生を抑えるリデュース、繰り返し使用するリユースの意識啓発に努めます。
- ◇公共施設等へ常設のリサイクルボックスを設置するなど、ごみ分別に市民が積極的に取り組める仕組み作りを検討します。
- ◇資源ごみ回収に関して、民間活力の導入や集団回収を拡げることにより、リサイクル率の向上を図ります。
- ◇分別収集を進めるため、廃棄物減量等推進員制度の有効活用に努めます。
- ◇高齢者世帯等に配慮したごみの分別・収集方法を検討します。
- ◇報奨金やコミュニティビジネス等に関する検討を進め、資源化の推進に努めます。
- ◇回収した廃棄物から資源物の回収に努めます。
- ◇廃食用油の回収と再利用を推進します。

3. 3. 2 省エネルギーを励行します。

省エネルギーは、エネルギー使用の合理化を総合的に進めるために提唱され、産業部門への規制が主なものでした。その後地球規模で温暖化対策が叫ばれるようになり、温室効果ガスの排出量を削減するため、業務・家庭の民生部門の対策が強化されています。

省エネルギーは、地球温暖化対策や限りある資源の有効活用につながり、一人ひとりができることは小さくても、市民、事業者、行政が全市単位で行うことで、その効果はとてまたきなものになります。

このことから、地球温暖化対策を主眼に、省エネルギーをさらに推進していきます。

◇地球温暖化につながる温室効果ガス削減の普及・啓発に努めます。

◇市自らが、環境配慮に向けた先進的な取組を展開し、事業者の環境配慮の意識を啓発します。

◇環境マネジメントシステムの普及に取り組みます。

◇市は、国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、推進することを宣言します。

◇「COOL CHOICE」を周知・啓発し、市民・事業者・行政が一体となって実践に努めます。

◇公共交通機関や自転車の利用促進、ノーカーデーやカーシェアリングの普及啓発に努めます。

※「COOL CHOICE（賢い選択）」とは地球温暖化対策のための国民運動

- 〈例〉 ・エコカーを買う、エコ住宅にする、エコ家電にする、という「選択」
- ・高効率な照明に替える、公共交通を利用する、という「選択」
- ・クールビズを実践する、ウォームビズを実践する、という「選択」
- ・低炭素なアクションを習慣的に実践するというライフスタイルの「選択」

3. 3. 3 再生可能エネルギーの導入を進めます。

地球温暖化対策と化石燃料の有限性から地球規模で再生可能エネルギーへのシフトが進められています。また、再生可能エネルギーの導入は、新たな産業の育成にもつながります。しかし、現段階における再生可能エネルギーの導入割合は世界的に見ても低くなっています。

このことから、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を進めていくことが必要です。

- ◇風力や太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ◇太陽熱やバイオマス熱、排熱などの熱エネルギーの活用を促進します。
- ◇リサイクルポートである能代港の有効活用を図ります。
- ◇次世代エネルギーの活用に関する情報の収集・提供に努めます。

3. 4 環境について学び、自ら行動できるまち

3. 4. 1 環境学習の振興を推進します。

本市の環境を将来世代にわたって保全するためには、特に幼少期における自然環境学習が重要です。また、それらの学習プログラムを推進するには地域の学校や活動団体等が中心的な役割を担わなければなりません。加えて環境学習の内容は自然の仕組みにとどまらず、先人から継承した自然との付き合い方、使い方も網羅する必要があります。

このことから、これらの環境学習プログラムの実施を推進し、その過程や成果を絶えず市内外に情報発信しつつ、本市の環境を守り・活用していく人材の育成に取り組んでいきます。

- ◇行政、市民、学校が連携しながら環境について学習できる環境整備に努めます。
- ◇こども環境探偵団・環境大学などの環境学習の機会の充実に努めます。
- ◇地域の伝統文化の継承や歴史の伝承に努めます。
- ◇星空観察会等により、光環境への意識を高めます。
- ◇環境に関する情報発信の拡充のため、広報の連載記事の検討、ホームページ掲載内容の充実に努めるほか、ブログ開設等について検討します。
- ◇環境家計簿など、市民が日常生活において実践できる環境保全活動の情報提供を行います。
- ◇県内各都市と連携して、環境に関する各種問題についての情報交換を行い、地域環境の改善に努めます。

3. 4. 2 環境保全団体等の育成を図ります。

本市の豊かで貴重な自然を守り、継承していくためには、広く地域における様々な活動が重要です。その中心的役割を果たす自然保護や環境学習などに取り組む環境保全団体等の活動は、自然の仕組みだけではなく、先人たちから継承した自然との付き合い方、使い方も網羅する必要があります。

このことから、本市の環境を守り・活用していく環境保全団体の育成に取り組んでいきます。

- ◇環境保全団体などの育成を図り、その団体などの実施する環境保全活動の支援に努めます。
- ◇環境活動について顕著な団体や個人の活動を広く紹介します。
- ◇ごみの減量化に取り組む団体等を支援します。

3. 4. 3 きれいなまちづくりを進めます。

豊かな環境や美しい景観も心無い人たちのごみのポイ捨てや不法投棄によって大きく損なわれています。そしてこれらのポイ捨て、不法投棄の多くは本来子供たちに見本を示すべき大人によってなされています。

このことから、ごみのポイ捨てのないきれいなまちづくりのため、マナー教育とごみの不法投棄の防止に積極的に取り組んでいきます。

- ◇のしろクリーンパートナー制度の普及を図ることにより、環境に対する意識啓発・教育を推進します。
- ◇野焼きによるごみの不適正な焼却をしないよう周知・指導を徹底します。
- ◇公共施設の利用マナーの向上を図るため、啓発活動を行います。
- ◇街区公園等の遊具や公衆トイレの点検を地域と連携しながら定期的に行います。
- ◇自治会、子ども会等による地域ごとの清掃活動の普及・啓発に努めます。
- ◇関係機関と協力して、不法投棄の早期発見、防止に努めます。
- ◇不法投棄パトロールやマナー向上についての啓発活動等を強化します。

第4章 重点環境施策

4.1 重点環境施策の位置づけ

4.2 重点環境施策の内容

- 4.2.1 身近な自然環境に対する意識の高揚を図り、自然との共生に取り組みます。
- 4.2.2 安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。
- 4.2.3 廃棄物の減量化に取り組みます。
- 4.2.4 温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。
- 4.2.5 ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。
- 4.2.6 環境に関する情報発信の強化に取り組みます。

第4章 重点環境施策

この計画を牽引する先導的かつ優先的な環境施策を重点環境施策と位置づけ、取組と指標目標を示します。

4. 1 重点環境施策の位置づけ

各種環境施策をより具体的にイメージすることができ、環境の保全と創造に関する取組のシンボルとなり、この計画を牽引する先導的かつ優先的な環境施策を「重点環境施策」と位置づけ、次の6つを「重点環境施策」とし、取り組みを推進します。

〈重点環境施策を位置づけるに当たっての視点〉

- ・ 市民・事業者に特に望まれているもの
- ・ 市として重点的に取り組むべきもの
- ・ 能代らしさのあるもの

【重点環境施策】

- ◎身近な自然環境に対する意識の高揚を図り、自然との共生に取り組みます。
- ◎安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。
- ◎廃棄物の減量化に取り組みます。
- ◎温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。
- ◎ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。
- ◎環境に関する情報発信の強化に取り組みます。

4. 2 重点環境施策の内容

4. 2. 1 身近な自然環境に対する意識の高揚を図り、自然との共生に取り組みます。

本市は、風の松原や米代川、きみまち阪県立自然公園、そして世界自然遺産白神山地を望む恵まれた自然環境に囲まれています。市民アンケートでも、これらは「能代市が他に誇れる象徴的な場所、または重点的に保全・整備すべき場所」として上位に挙げられています。一方「環境調査や自然観察会への参加」「環境保護団体の活動への参加」などの項目では、「いつもしている」「どちらかといえばしている」と答えた人の割合は3～5%と極めて低く、恵まれた自然環境にある、という意識は高いものの、その環境を知ること、守ることなどの具体的行動にはつながっていないことがわかります。

このことから、市民や環境団体等と連携しながら、身近な自然環境に対する意識を高めるとともに、自然を積極的に利用して自然との共生に取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇風の松原、米代川、きみまち阪、小友沼、白神山地などの優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、マナー向上等の啓発活動に努めます。
- ◇のしろクリーンパートナー制度の活用等により、街路樹や都市公園等の環境美化活動を市民と連携を図りながら推進します。
- ◇環境保全団体等の育成を図り、その団体等の実施する環境保全活動の支援に努めます。
- ◇環境活動に顕著な団体や個人の活動を広く紹介します。
- ◇本市の豊かな自然についての情報を市内外に積極的に発信していきます。
- ◇こども環境探偵団・環境大学などの環境学習の機会の充実に努めます。
- ◇自然観察会等で豊かな自然に触れ合う機会を増やします。
- ◇農村環境を活かしたグリーンツーリズムなどによる地域間交流を促進します。
- ◇安全で親しみのある水辺環境を創出するため、水辺の整備を促進します。

◎主な事業

- ・ こども環境探偵団・環境大学等の充実
- ・ 自然観察会の開催
- ・ グリーンツーリズムの推進
- ・ 環境保全団体等の支援 など

◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成34年度)
☆米代川やきみまち阪、風の松原などの豊かな自然を、他に誇れると思う市民の割合（市民意識調査）	64.5% (平成29年度)	75.0%
☆環境学習講座（環境大学・こども環境探偵団）参加延べ人数	256人 (平成28年度)	300人

◎市民・事業者の取組

・市民の取組

- 身近な自然環境への理解を深める。
- 環境学習講座や自然観察会等への参加に努める。
- ボランティア活動への参加に努める。

・事業者の取組

- 身近な自然環境への理解を深める。
- 自然に配慮した事業活動に努める。
- ボランティア活動への参加に努める。
- グリーンツーリズムの推進に努める。

4. 2. 2 安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。

食の安全・安心は、私たちが食事を通じて生命を維持し、健康で充実した生活を送るうえで極めて重要です。そのためには生産者を始めとした食品関連事業者の安全・安心に向けた意識の向上や取り組みが必要です。

また、食品輸送による環境負荷の低減（フードマイレージ）や新鮮な食材を一刻も早く消費者に届けるためには、地産地消の推進や産直販売の促進を図る必要があります。

このため、地域の農家との連携を深めながら、安心して食べられる食材を地域で生産し、地域で消費する仕組みを推進するとともに、良好な飲料水の確保を図り、誰もが安全・安心で健康な毎日を送れるよう取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇安全・安心な農産物生産を促進します。
- ◇食育の推進を行います。
- ◇産直販売の促進を行います。
- ◇有機・無農薬栽培の促進と消費者への意識啓発を行います。
- ◇消費者ニーズへの対応と地場産農作物の付加価値を高めるため、県の認証制度を活用した減農薬・有機栽培を促進します。
- ◇水道整備を効果的に進めます。
- ◇水道未普及地域の飲用井戸水の水質検査を行います。

◎主な事業

- ・地産地消の推進
- ・食育の推進
- ・水道未普及地域の解消 など

◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成34年度)
☆地元産の農産物は安全でおいしいと思う市民の割合 (市民意識調査)	83.4% (平成29年度)	85.0%
☆水道普及率	90.8% (平成28年度末)	92.0%

◎市民・事業者の取組

・市民の取組

- 安全・安心な食に関する認識を高める。
- 地元産の農産物を積極的に購入する。
- 食に関する正しい知識や望ましい習慣を身につける。
- 水資源を大切にし、節水に努める。

・事業者の取組

- 安全・安心な農産物の生産、提供に努める。
- 地元産の食材の利用に努める。
- 地産地消協力店に登録する。
- 水資源を大切にし、節水に努める。

4. 2. 3 廃棄物の減量化に取り組みます。

大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルは、様々な環境問題を引き起こしてきました。今ある資源を有効に活用し、将来世代にも健全で恵まれた環境と安心して豊かな生活を引き継ぐためには、資源の循環を推進するなど、廃棄物を減量化して循環型社会を構築していく必要があります。

廃棄物の減量化のためには、ごみの減量、再使用、そしてリサイクルを積極的に推進するだけでなく、そもそもごみを出さないライフスタイルを実践していくことが大切です。なかでも家庭から排出される生ごみや最近話題となっている食品廃棄物、食品ロスの減量化は大きな課題となっています。

環境にやさしい快適な暮らしを実現するために、廃棄物の減量化と3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進による資源の好循環に、市民、事業者、市が協働して取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇ごみの廃棄について、市民及び事業者への適正な処理を指導します。
- ◇ごみの発生を抑えるリデュース、繰り返し使用するリユースの意識啓発に努めます。
- ◇コンポスト容器の普及推進に向け、生ごみたい肥化普及啓発事業等を継続します。
- ◇食材の使い切りと水切りによる生ごみの減量化を進めます。
- ◇ごみを出さない、エネルギーを使わない、素材を活かしたエコクッキングの普及・啓発に努めます。
- ◇飲食店での食べ残しを減らすための「食べきり運動（仮称）」を展開します。
- ◇資源ごみの回収に関して、民間活力の導入や集団回収を拡げることにより、リサイクル率の向上を図ります。
- ◇分別収集を進めるため、廃棄物減量等推進員制度の有効活用に努めます。

◎主な事業

- ・ 2R（リデュース、リユース）の意識啓発
- ・ 食材の使い切りや水切りによる生ごみの減量とコンポストの普及
- ・ エコクッキング教室の開催
- ・ 「食べきり運動（仮題）」の展開 など

◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成34年度)
☆1人1日あたり家庭系ごみ排出量 (資源化物を除く)	527g (平成28年度)	512g
☆リサイクル率	8.11% (平成28年度)	8.70%

◎市民・事業者の取組

・市民の取組

- ごみの分別を徹底する。
- 使い捨て型からごみを出さないライフスタイルに転換する。
- 食材の使いきり、生ごみの水きりに努める。
- 食べきれる量の調理や外食時の食べきりを心がける。

・事業者の取組

- 原材料、製造、販売等事業活動に伴う廃棄物の発生を抑える。
- 資源リサイクルに努める。
- 「グリーン購入」に努める。
- 少量・ばら売りや小盛など食品廃棄物が出ないように努める。
- 会食時には食べきりを心がける。

4. 2. 4 温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。

社会経済活動の拡大やエネルギーの大量消費などにより、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が人類の生存基盤に大きな脅威を与えています。

我が国でもパリ協定の採択を受けて、温室効果ガスの排出量を平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比26.0%削減する目標を掲げています。この目標を達成するためには、一人ひとりがその原因者であることを自覚して、環境に配慮した行動を実践することが求められております。

このため、市民・事業者・市それぞれが、地球環境という大きな視点に立って、身近なところからできることを実践して、温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇地球温暖化につながる温室効果ガス削減の普及・啓発に努めます。
- ◇環境マネジメントシステムの普及に取り組みます。
- ◇市は、国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、推進することを宣言します。
- ◇「COOL CHOICE」を周知・啓発し、市民・事業者行政が一体となって実践に努めます。
- ◇公共交通機関や自転車の利用促進、ノーカーデーやカーシェアリングの普及啓発に努めます。
- ◇風力や太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ◇太陽熱やバイオマス熱、排熱などの熱エネルギーの活用を促進します。
- ◇街灯のLED化を進めます。

◎主な事業

- ・「COOL CHOICE」宣言
- ・「COOL CHOICE」の普及、推進
- ・ノーカーデーの取り組みの推進
- ・再生可能エネルギーの導入促進 など

◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成34年度)
☆市役所庁舎分の温室効果ガス排出量の削減	— (基準年平成30年)	基準年より 5%削減
☆再生可能エネルギー導入量	68,650kW (平成28年度)	158,000kW

◎市民・事業者の取組

・市民の取組

- 「COOL CHOICE」を実践する。
- 公共交通機関や自転車利用に努める。
- 再生可能エネルギーの導入に努める。

・事業者の取組

- 「COOL CHOICE」を実践する。
- ノーカーデーに取り組む。
- 再生可能エネルギーの導入に努める。

4. 2. 5 ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。

本市ではごみの減量化やリサイクルに取り組んでいるものの、社会経済活動の発展やわたしたちの生活レベルの向上などから、ごみの総排出量や一人当たりの排出量はなかなか減りません。また、美しい能代市の環境や景観も心無い人たちのごみのポイ捨てや不法投棄によって大きく損なわれています。

市民アンケートでは、タバコやごみのポイ捨てなどのマナーについて、前回調査より改善したとはいうものの、62%の方が満足していないことを示しています。不法投棄の多くは、子供たちに見本を示すべき大人によってなされております。

このため、ごみの少ないきれいなまちづくりのため、マナー教育やクリーンパートナーの充実、不法投棄の防止などに積極的に取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇市民ボランティアによる海岸や河川などの清掃活動、水質浄化のための市民運動を支援するとともに、不法投棄の防止に努めます。
- ◇野焼きによるごみの不適正な焼却をしないよう周知・指導を徹底します。
- ◇自治会、子ども会等による清掃活動の普及・啓発に努めます。
- ◇関係機関と協力して、不法投棄の早期発見、防止に努めます。
- ◇不法投棄パトロールやマナー向上についての啓発活動等を強化します。

◎主な事業

- ・マナー教育の推進
- ・クリーンアップ活動の実施及び支援
- ・のしろクリーンパートナー制度の普及
- ・不法投棄対策の推進 など

◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成34年度)
☆クリーンアップ参加人数 割合(全人口比)	7.59% (平成28年度)	8.00%
☆のしろクリーンパートナー 登録団体数	28団体 (平成28年度)	33団体

◎市民・事業者の取組

・市民の取組

- モラル意識を持ち、環境美化に努める。
- ポイ捨て、不法投棄をしない。
- クリーンアップ等に参加する。

・事業者の取組

- のしろクリーンパートナーに登録して環境美化に努める。
- クリーンアップ等に参加する。
- 不法投棄等をしない。
- 従業員へのマナー教育の推進に努める。

4. 2. 6 環境に関する情報発信の強化に取り組みます。

本市では第1次計画に基づいて様々な環境情報を提供しながら環境施策を展開してきましたが、市民アンケートでは、環境に関する情報量や環境ボランティアに関する情報などのいわゆる情報不足を指摘する声が多く見られました。よりよい環境を創るためには、市民・事業者への的確、速やかな情報提供が欠かせません。

このため、広報を初め、インターネットなど様々な媒体を利用して、わかりやすく的確な情報提供に積極的に取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇本市の豊かな自然についての情報を市内外に積極的に発信していきます。
- ◇環境に関する情報発信の拡充のため、広報の連載記事の検討、ホームページ掲載内容の充実を図るほか、ブログ開設等について検討します。
- ◇産業フェアに環境に関するPRコーナーを設けます。

◎主な事業

- ・ 広報のしろへの連載記事の掲載
- ・ ブログの開設
- ・ 産業フェアにPRコーナーの設置 など

◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成34年度)
☆広報のしろへの環境情報の掲載回数	2回 (平成28年度)	4回
☆環境ブログの更新回数	—	週1回

◎市民・事業者の取組

- ・市民の取組
 - 環境情報への関心を高める
 - 得た情報から、できることを実践する。
- ・事業者の取組
 - 環境情報への関心を高める
 - 得た情報から、できることを実践する。

第5章 計画の実現に向けて

5. 1 市民・事業者・行政のパートナーシップ

5. 2 推進体制の整備

5. 3 広域的な協力・連携

5. 4 計画の進行管理・見直しの実施

5. 5 環境に関する情報の公開

第5章 計画の実現に向けて

地域において環境問題への取り組みを進め、この計画に掲げられた目指すべき環境像を実現するためには、市民・事業者・行政が地域の課題や問題点、今後の方向性を共通認識し、各主体が環境保全、環境改善行動を自主的に実践するとともに、お互いに協力・連携して環境のまちづくりを進める必要があります。

そのため、環境施策の進捗状況を定期的に把握、点検、評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 1 市民・事業者・行政のパートナーシップ

環境のまちづくりを推進するためには、市民・事業者・行政が各々の役割を果たし、協力・連携していくこと、また、計画の評価・見直しをしながら進めていくことが重要です。

このため本市では、市民・事業者・行政による環境情報の共有とパートナーシップの充実・強化を図るとともに、計画の推進状況等を環境審議会に報告して点検・評価や意見・提言を受けてその反映に努め、効率的かつ効果的に計画を推進します。

5. 2 推進体制の整備

環境施策を総合的かつ計画的に推進するためには、庁内の各部局間の連携・連絡を密にし、事業の調整を行う必要があります。

このため、能代市環境マネジメントシステム推進本部を活用し、全庁的に環境施策の進捗状況の把握に努めるとともに、各種計画や事業の調整・連携を行い、この計画を総合的、体系的に推進します。

5. 3 広域的な協力・連携

地球温暖化、大気汚染及び水質汚濁など、環境問題には本市だけでは解決できないものが少なくありません。

このため、地球環境問題や水質保全、産業廃棄物の処理など広域的な対応が必要な課題については、国及び県の方針などを踏まえながら、周辺関係市町村や先進的な取組を行っている自治体などと積極的に情報交換を行うとともに、協力・連携体制を強化し、広域的な取組を進めます。

5. 4 計画の進行管理・見直しの実施

この計画に掲げられた環境施策を効果的に推進し継続的改善を図るため、計画（Plan）⇒実施・運用（Do）⇒点検（Check）⇒見直し（Action）のPDCAサイクルにより、定期的な実施状況の把握、点検・評価、見直しを行います。

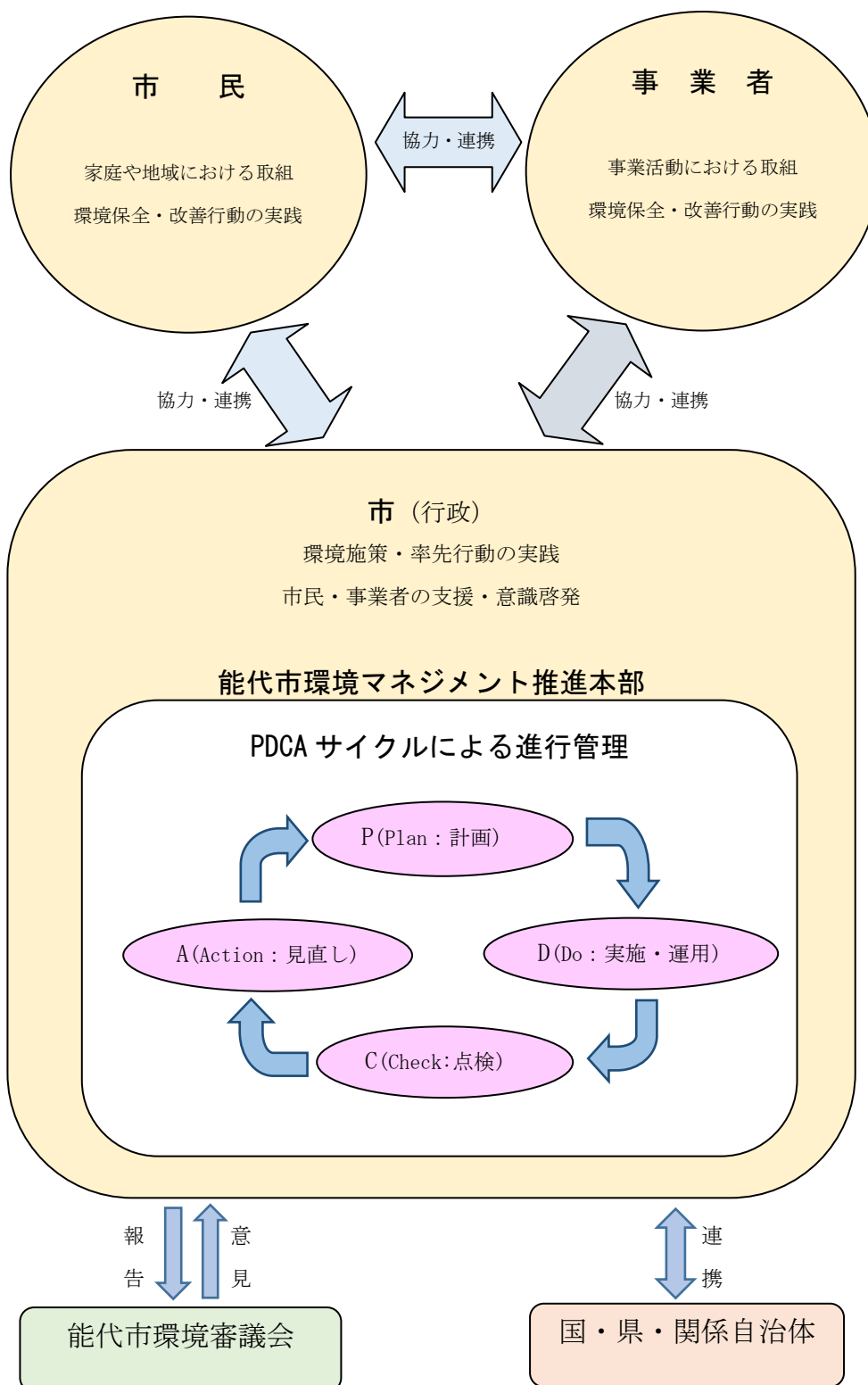
そのための仕組みとして能代市環境マネジメントシステムを活用し、重点施策などの目標の数値化を行い、市民・事業者を交えた環境監査により実施状況を点検、評価します。その他の環境施策についても、PDCAサイクルによる定期的な点検と評価を行い、その着実な推進を図ります。

また、実施状況の評価や環境監査の結果に基づき、定期的な環境施策の見直しを行うとともに、社会情勢の変化等により必要に応じて計画全体の見直しを行います。

5. 5 環境に関する情報の公開

市の実施した環境調査の結果及び市が講じた環境施策等について、能代市環境審議会へ報告するとともに、広報紙やホームページなどで広く市内外に公表し、様々な意見や提案を受け、環境施策の評価、見直しに活かすとともに、事業への反映に努めます。

第2次能代市環境基本計画 推進体制



資 料 編

- 1 第2次能代市環境基本計画策定の経過
- 2 能代市環境審議会委員名簿
- 3 能代市環境のまちづくり市民懇談会委員名簿
- 4 用語解説

資料編

1 第2次能代市環境基本計画策定の経過

- 平成 29 年 5 月 17 日 平成 29 年度第 1 回能代市環境審議会
・策定のスケジュール等について
- 5 月 30 日 平成 29 年度第 1 回能代市環境のまちづくり市民懇談会
・委嘱状交付
・策定のスケジュール等について
・環境のまちづくりに関する市民アンケートについて
- 6 月 9 日 環境のまちづくりに関する市民アンケート実施（～27 日）
- 7 月 25 日 平成 29 年度第 2 回能代市環境のまちづくり市民懇談会
・環境のまちづくりに関する市民アンケート集計結果について
・序章（計画の基本的な考え方）の検討
- 9 月 28 日 平成 29 年度第 3 回能代市環境のまちづくり市民懇談会
・第 1 章（計画の現況と課題）・第 2 章（計画の目指すもの）の検討
・環境施策の展開方向と重点施策について意見交換
- 11 月 27 日 平成 29 年度第 4 回能代市環境のまちづくり市民懇談会
・第 3 章（環境施策の展開方向）の検討
・重点環境施策の検討
- 11 月 29 日 平成 29 年度第 2 回能代市環境審議会
・第 2 次能代市環境基本計画の策定状況について
- 12 月 22 日 平成 29 年度第 5 回能代市環境のまちづくり市民懇談会
・第 4 章（重点環境施策）・第 5 章（計画の実現に向けて）の検討
・重点環境施策の検討
- 12 月 27 日 パブリックコメント実施（～平成 30 年 1 月 26 日）
- 平成 30 年 1 月 29 日 能代市議会産業建設委員協議会（説明会）
・第 2 次能代市環境基本計画について
- 2 月 2 日 平成 29 年度第 6 回能代市環境のまちづくり市民懇談会
・第 2 次能代市環境基本計画（案）について
- 2 月 7 日 平成 29 年度第 3 回能代市環境審議会
・第 2 次能代市環境基本計画策定について（諮問）
- 2 月 14 日 平成 29 年度第 4 回能代市環境審議会
・第 2 次能代市環境基本計画答申（案）の検討
- 2 月 21 日 能代市環境審議会から答申

2 能代市環境審議会委員名簿

任期：自 平成28年7月21日～至 平成30年7月20日

◎審議会会長 ○職務代理（平成30年3月14日現在）

氏 名	推 薦 団 体 名
伊 藤 達 也	あきた白神農業共同組合
伊 藤 誠	二ツ井地区区長連絡協議会
大久保 裕 正	能代市自治会連合協議会
小 川 嘉四松	能代市浅内漁業協同組合
○木 戸 英 樹	秋田県薬剤師会 能代山本支部
◎小 泉 亮	能代市山本郡医師会
佐 藤 修 正	自然観察指導員 ルーペの会
佐 藤 力	白神森林組合
進 藤 裕 人	能代商工会議所
錢 谷 雅 昭	秋田県立能代工業高等学校
中 嶋 日 吉	二ツ井町商工会
宮 腰 慶 聡	食の環研究会
山 内 繁	秋田県立大学 木材高度加工研究所
山 崎 昌 子	能代市連合婦人会

(五十音順：敬称略)

3 能代市環境のまちづくり懇談会委員名簿

任期：自 平成29年5月30日～至 平成30年3月31日

◎座長 ○職務代理（平成30年3月14日現在）

氏 名	推 薦 団 体 名
有 山 勇	能代山本広域市町村圏組合
石 井 昭 浩	大森建設株式会社
石 井 保 則	東北電力株式会社 能代火力発電所
越 後 康 一	一般社団法人 秋田白神コミュニケーションセンター
越前谷 幸 也	きみまち観光ガイドの会
片 谷 京 子	コンポスト見なおし隊
金 谷 文 彦	白神森林組合
小 林 一 成	能代市老人クラブ連合会
佐々木 博 子	あきた白神農業協同組合
佐 藤 修 正	風の松原ガイドの会
島 崎 博 人	畑クリーンサービス株式会社
土 田 一 男	公募
寺 内 征 夫	おとも自然の会
中 西 秀 則	公募
成 田 弘 子	能代市連合婦人会
成 田 裕 一	公募
○平 川 善 子	能代商工会議所
福 岡 徹	杜守 club（クリーンパートナー登録団体）
宮 腰 一 也	風の松原の再生と共に歩む会
安 井 昭 彦	風の松原に守られる人々の会
山 崎 将	公募
◎渡 辺 千 明	秋田県立大学 木材高度加工研究所
渡 邊 学	秋田エコプラッシュ株式会社

（五十音順：敬称略）

4 用語解説 (五十音順)

あ

ISO14001

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が制定した環境マネジメントシステムに関する一連の国際規格のうち、環境マネジメントシステムの仕様 (スペック) を定めた規格で、ISO 規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれています。この規格によりシステムを構築した組織は、その適合性について外部機関の審査により認証を取得することができます。

アダプトプログラム

市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのことで、「アダプト」とは「養子縁組をする」という意味であり、ボランティアとなる市民や企業を“里親”として、公園や道路などの一定区画を自らの養子とみなし、定期的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みです。

本市では、「のしろクリーンパートナー制度」としてこの取り組みを進めています。

い

一般廃棄物

法令で規定されている産業廃棄物以外の廃棄物のことで、家庭などから排出される可燃ごみや粗大ごみ (生活系) と、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物 (事業系) があります。

え

エコクッキング

食べ物やエネルギーを無駄にせず、水を汚さない、ごみを減らすなど、環境に配慮しながら調理することをいいます。

お

オゾン層

地表から 10~50 km 上空の成層圏にあるオゾン濃度の高い大気層で、太陽光に含まれる紫外線のうち、生物に有害な波長を吸収して地球上の生物を保護する役割があります。しかし近年、冷蔵庫や空調機等に使われていたフロンガスなどによりオゾン層が破壊され、その濃度が減少していることが観測されています。

温室効果ガス

地球の表面から放出される赤外線を吸収して、熱が地球から出ていくのを防ぐ性質のある大気中の気体です。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の7種類のガスを温室効果ガスとして定めています。

か

カーシェアリング

1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態のことで、車

を必要な時だけ使うようになり、過剰な自家用車の利用を抑制する効果が期待され、二酸化炭素の排出量の削減につながります。

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどの地中に埋蔵されている燃料の総称で、数百万年以上前の植物プランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧などの影響を受けてできたといわれています。

カーボンニュートラル

「カーボン」は「炭素」、「ニュートラル」は「中立」を意味する言葉で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことをいいます。バイオマスエネルギーは、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないと考えられ、カーボンニュートラルといわれています。また、植林や自然エネルギーの導入などは、人間活動による二酸化炭素の排出量を相殺できることからカーボンニュートラルと呼ぶことがあります。

環境アセスメント（環境影響評価）

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その事業について、適正な環境配慮を行うことです。

環境会計

企業などが、持続可能な発展を目指して社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進し

ていくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的（貨幣単位または物量単位）に測定し、伝達するための仕組みのことです。

環境家計簿

家庭における温暖化対策として、電気、ガス、水道、ガソリン、灯油、廃棄物量などを記録して、一定期間の集計を行うことにより、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うものです。環境家計簿をつけることにより、自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができます。

環境監査

企業などの自主的な環境管理の取り組み状況について、内部者または外部者が客観的な立場からチェックを行うことをいいます。事業活動を環境保全に配慮したものに変わっていくためには、自らの事業活動の環境に与える影響を十分認識するとともに、定期的にチェックする体制を作ることが欠かせないことから、多くの企業体で導入されてきています。

環境基準

環境基本法第16条に定められた「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のことで、国が定める行政目標です。直接工場等を規制する規制基準とは異なります。

環境報告書

企業や自治体といった組織が、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するものです。

環境保全協定

環境保全の一つの手段として、自治体または住民と企業との間で締結される協定のこと、法令の基準を補完する、地域に応じた環境保全の目標値の設定や具体的な対策の明示などを内容としています。

環境マネジメントシステム

企業や自治体といった組織が、環境配慮の観点から環境改善を継続的に行うために、組織の活動を体系的、効率的、効果的に運用することで、自らの事業活動や製品・サービスによる環境への影響、またその可能性を把握し、環境配慮の方針や計画を立て（Plan）、その実現に向けた環境配慮を実行し（Do）、その達成度を点検し（Check）、見直し・改善する（Action）というPDCAサイクルに基づき、継続的な環境改善を図る一連の体制・手続き等の仕組みのことをいいます。

環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が、環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれをいい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）を示す概念です。環境リスクの考え方は、環境保全上の支障の原因となるおそれのある要因が対象となりますが、狭義には化学

物質による環境リスクをいう場合が多いとされています。

き

気候変動

気候変動枠組条約では、「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然の変動に対して追加的に生ずるもの」と定義されています。気候変動の要因は自然と人為的な要因があり、自然の要因には大気自身に内在するもののほか、海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾル（大気中の微粒子）の増加、地球軌道変化などがあります。一方人為的な要因には、人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがあります。

く

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考え、品質や価格だけでなく環境のことを考えて、環境にやさしいものを選んで購入することをいいます。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において、その自然、文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。農林漁業の体験、地域の食体験、お祭りへの参加などさまざまなメニューが開発されており、国でも農山漁村と都市部の住民が交流できる基本的な指針や法律を整備し、

グリーンツーリズムの振興を図っています。

こ

公益的機能

例えば森林や農地は、木材や農産物などの生産機能のほかに国土の保全、水源かん養、災害防止、大気浄化、生物多様性の確保などさまざまな機能をあわせ持っています。こうした機能のうち、生産機能を除いた、人々の生活に恩恵をもたらす機能をいいます。

COP21（コップ21）

COPとは、気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称で、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場のことをいい、2015年、21回目の会議がパリ（フランス）で開催されたため、その会議のことがCOP21（パリ会議）と呼ばれています。

コミュニティビジネス

福祉や教育、環境保護など地域が抱える課題について、地域住民が主体的に、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決しようとするもので、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することで地域の新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

コンポスト

生ごみなどの有機物を微生物の働きによって発酵分解させて堆肥にしたものをいいます。

さ

再生可能エネルギー

風力、太陽光、水力、地熱、バイオマスなど地球の自然環境の中で枯渇することなく、絶えず供給され、繰り返し利用できるエネルギーのことをいいます。発電時や発熱時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しません。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などをいいます。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が硫酸塩や硝酸塩に変化して雨水に取り込まれ、強い酸性を示すようになった雨のことで、一般にpH 5.6以下のものをいいます。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物にも被害を与えます。

し

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demandの略で、水中の有機物が酸化剤で化学的に分解されたときに消費される酸素の量のことをいいます。海域、湖沼の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚染が進んでいるといえます。

次世代エネルギー

一般的には、「新エネルギー」のほか、普及促進や研究開発が進められている天然ガス、燃料電池、水素、コージェネレーションなどこれからの時代を担うエネルギー源を総称して使われています。

自然エネルギー

自然現象から電気や熱などのエネルギーを作り出すことで、繰り返し使ってもなくなることから、再生可能エネルギーと同義語として使われています。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015年9月、国連総会で採択された人間、地球及び繁栄のための行動計画で、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などに関する17の目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs）を掲げており、2030年までに目標の達成に力を尽くすとしています。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。

食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品、食

材の余りなど、食べられるのに捨てられている食べ物のことをいいます。

新エネルギー

二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのことで、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、技術的にはすでに実用段階に達しているが普及が十分でないものとされ、政令でバイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、太陽熱利用、温度差熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、地熱発電、風力発電、水力発電（1,000kw以下）、太陽光発電の10種類が「新エネルギー等」と規定されています。

森林整備計画

森林法の規定により、市が行う森林政策の方向や森林所有者等が行う伐採・造林の指針等を定めています。

す

水源かん養

森林が持つ機能で、土壌に雨を貯え、河川に流れ込む水の量を平準化して洪水や渇水を緩和するとともに、川の流量を安定させるほか、雨水が地下を通過することで水が浄化される機能も持っています。

3R（スリーアール）

「リデュース（Reduce）：発生抑制」、「リユース（Reuse）：再使用」、「リサイクル（Recycle）：再生利用」の3つの英語の頭文字を表し、循環型社会を形成していくための環境配慮に関するキーワードとなって

います。国は第3次循環型社会形成推進基本計画で、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、リサイクルに先立ってリデュース、リユースの2Rを可能な限り推進するとしています。

た

ダイオキシン類

有機塩素化合物で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PBC）と定義しています。工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で環境中に広く存在し、その量は非常に微量ですが、強い毒性を持っています。

太陽熱利用システム

太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムで、「再生可能エネルギー」のひとつです。

ち

地球温暖化

地球を取り巻く二酸化炭素やメタンなどのガス（温室効果ガス）は、地球から宇宙へ放射される赤外線を吸収する性質を持ち、地表の気温を生物の生存に適当な温度に保っていますが、温室効果ガスが増えることで地球全体の温度が上がることをいいます。地球温暖化によって海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼすこと

が懸念されています。

地産地消協力店

本市では、新鮮でおいしく、安全・安心な地元産農産物を利用・販売し、広く市民や観光客等にアピールすることで地場産農産物の消費拡大を進める店として、この趣旨に賛同し、登録を受けた店を地産地消協力店としてPRしています。

て

低炭素社会

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素など温室効果ガスの排出を産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のことをいいます。

dB（デシベル）

音圧または音の強さを表す単位です。感覚的にわかりやすい数値にするために考えられた表示方法で、比率や倍率を表す相対的な単位です。

な

なら枯れ

ナラ、シイ、カシなどのブナ科樹木が枯れる森林被害のことで、カシノナガキクイムシという昆虫が媒介するラファエセラ・クエルキボーラという学名を持つ糸状菌（通称：ナラ菌）がまん延して木を枯らします。

の

ノーカーデー

自動車による交通渋滞や大気汚染の軽減を目的として、特定の日にちや曜日を決めて自動車の利用を自粛しようとする運動のことをいいます。

のしろクリーンパートナー

道路や公園などの身近な公共空間を市民が主体となって環境美化活動を行うことで、地域への愛着心や美化意識の高揚を図り、協働によるまちづくりを推進するプログラムです。アダプトプログラムの能代版として位置付けられています。

は

廃棄物減量等推進員制度

廃棄物処理法に定められている地域のごみ減量のリーダーとして、ごみの出し方や分別の指導、ゴミステーションの管理などを行い、地域と行政をつなぐパイプ役を担っています。

パートナーシップ

協力関係、共同、提携などと訳されますが、市民、事業者、行政が協力、連携、参加しあうことをいいます。

パリ協定

2015年12月にパリ（フランス）で開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された新たな気候変動対策に関する法的文書のことをいいます。すべての国が参加して長期目標を位置付け、

すべての国が温室効果ガス排出削減目標を5年ごとに提出・更新することを義務付けることを定められた画期的内容となっています。

ひ

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略で、水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量のことをいいます。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚染が進んでいるといえます。

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ

東アジア・オーストラリア地域において、渡り鳥の保全に関わるさまざまな主体の国際的な連携・協力のための枠組みを提供することにより、鳥類の重要生息地の国際的なネットワークを構築するとともに、その普及啓発及び保全活動を促進することを目的とした国際的な協力事業として2006年11月に発足しました。この協力事業は1996年に策定された「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」を発展的に解消し構築されたものであり、同戦略において登録されていたシギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の3種群の重要生息地ネットワークの参加湿地は、本協力事業の重要生息地ネットワークに移行されることになりました。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中の浮遊粒子状物質のなかで、粒径2.5μm以下の小さな粒子状物質のことをい

います。微小粒子状物質はその粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入り込み、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。平成 21 年 9 月に新たに微小粒子状物質に係る環境基準が定められています。

ふ

フードマイレージ (food mileage)

食料の輸送距離という意味で、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標 (単位: t・km トン・キロメートル) のことをいいます。食糧の輸送に伴い排出される二酸化炭素が、地球環境に与える負荷に着目したもので、食品の生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなり、遠くから食料を運んでくれば大きくなります。

み

緑の基本計画

都市緑地法の規定により、市が緑地の保全や緑化の推進を総合的、計画的に実施するため、その将来像、目標、施策などを定める基本計画をいいます。

も

木質バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源のうち、木材からなるものをいいます。木質バイオマスには、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがあり

ます。

ゆ

有害化学物質

人体や環境に悪影響を与える化学物質の総称で、その中には環境ホルモンや重金属も含まれます。有害化学物質は公害の原因になるほか、土壌や河川を汚染すると長年にわたってそこに住む人や動植物に悪影響を及ぼすおそれがあります。

有機農業 (栽培)

「有機農業の推進に関する法律」で、「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

り

リサイクルポート (総合静脈物流拠点港)

循環型社会形成を促進するため、広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾として全国で 22 港が指定されています。能代港は平成 18 年 12 月に指定されました。

※静脈物流: 人の血管に例え、製品系の輸送を動脈物流、生産や消費活動で排出されたものの輸送を静脈物流と表現しています。

第2次能代市環境基本計画

～みんなでつくり 次世代へつなぐ 環境のまち のしろ～

平成30年3月

発行：能代市

編集：能代市環境産業部環境衛生課

TEL 0185-89-2173

FAX 0185-89-1769

E-mail kankyo@city.noshiro.akita.jp

URL <http://www.city.noshiro.akita.jp/>